

～将来世代に引き継ぐごみゼロいわき～
いわき市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
一部改定版（素案）

平成 28 年 3 月

いわき市

はじめに

私たちは、便利で豊かな生活をするために、地球上のあらゆる資源を消費し、その一方で膨大な量のごみを生み出しています。しかし、資源には限りがあり、その浪費は地球環境の悪化にもつながっています。

将来の世代に美しい地球環境を残すためには、ごみの発生そのものを抑えたり（リデュース：Reduce）、繰り返し使ったり（リユース：Reuse）、資源として再利用（リサイクル：Recycle）するなど、ごみとして処分するものをできるだけ少なくし、資源の消費を抑制する必要があります。このような、環境への負荷をできるだけ少なくする社会を「循環型社会」と呼びますが、その実現のためには、私たち一人ひとりが日々の暮らしの中で、リデュース・リユース・リサイクルに真剣に取り組んでいく必要があります。

さて、本市のごみ処理行政は、近年の人口減少と少子高齢化の進行や、地球温暖化などの環境問題という課題に直面し、中長期的な展望のもと、こうした新たな課題に対応していくことが求められており、既成概念や既成制度にとらわれず、柔軟な発想で将来を見通したごみ処理行政を進めていく必要があることから、目指すべき将来像や取り組みの方向性、将来像を実現するための各種施策群を整理した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しました。

しかしながら、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及び原子力発電所事故に伴い、避難者等の流入出による実勢人口の変化など、本市におけるごみ処理行政を取り巻く環境は大きく変化しました。

このような状況の中、目指すべき将来像「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」の具現化に向け、東日本大震災後の状況変化を的確にとらえて、数値目標や施策を見直し、本計画に基づく様々な施策を市民・事業者・行政の協働により推進し、ごみ処理の分野から、よりよい「いわき」づくりに取り組み、そして、それを将来の世代に引き継いでいくため、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を改定しました。

平成 28 年 3 月

いわき市



【目次】

1.	計画策定（改定）の趣旨	2
1.1.	計画の位置づけ	2
1.2.	見直しの必要性	3
1.3.	計画の期間	3
2.	現行計画の成果	4
2.1.	ごみ減量リサイクルの状況と課題	4
2.2.	数値目標の達成状況と課題	6
2.2.1.	「総費用」の実績と課題	6
2.2.2.	「1人1日あたりごみ排出量」の実績と課題	9
2.2.3.	「焼却ごみ量」の実績と課題	9
2.2.4.	「埋立処分量」の実績と課題	10
2.2.5.	「リサイクル率」の実績と課題	10
3.	目指すべき将来の姿	11
3.1.	ごみ処理行政の使命（ミッション）	11
3.2.	ごみ処理行政の目指す将来像（ビジョン）	11
4.	将来像を実現するための施策	14
4.1.	発生・排出抑制を主眼とした家庭系ごみ減量施策（収集ごみ対策）	18
4.1.1.	生ごみ発生・排出の抑制	18
4.1.2.	新たな市民協働の仕組みづくり	18
4.1.3.	分別の徹底による減量化の推進	19
4.1.4.	発生・排出抑制につながるライフスタイルの提案	19
4.1.5.	環境意識の高揚	19
4.2.	発生・排出抑制を主眼とした事業系ごみ減量施策（搬入ごみ対策）	20
4.2.1.	適正排出の徹底による減量化の推進	20
4.2.2.	多量排出事業者に対する指導等の充実	20
4.2.3.	業種・業態に応じた3R推進への支援	20
4.2.4.	発生・排出抑制につながるビジネススタイルの提案	21
4.2.5.	率先した市の取り組み	21
4.3.	一般廃棄物ゼロ・エミッション推進	21
4.3.1.	飛灰等のリサイクル継続	21
4.3.2.	主灰のリサイクル拡大	22
4.3.3.	その他のリサイクル検討	22
4.4.	ごみゼロいわきの具現化に向けたその他の施策	22
4.4.1.	再利用可能物の清掃センター搬入規制	22
4.4.2.	環境産業との協働	22

4.4.3.	ごみ処理手数料のあり方検討	23
4.5.	時代に対応可能な仕組みの構築	24
4.5.1.	一般廃棄物会計基準によるコスト分析	24
4.5.2.	長寿命化計画の策定・運用	25
4.5.3.	経営マネジメント手法の導入に向けた調査・研究	25
5.	計画の数値目標	26
5.1.	ごみ処理コストに関する指標	26
5.2.	ごみ減量リサイクルに関する指標	27
6.	ごみの処理体制	30
6.1.	対象区域	30
6.2.	処理対象ごみ	30
6.3.	収集・運搬計画	30
6.3.1.	分別区分	31
6.3.2.	収集・運搬方法	31
6.4.	中間処理計画	32
6.4.1.	中間処理の対象	32
6.4.2.	施設の整備・集約化	33
6.5.	最終処分計画	35
6.5.1.	最終処分の対象	35
6.5.2.	最終処分場の整備・集約化	36
6.5.3.	最終処分場の延命化対策	36
6.6.	許可計画	38
6.7.	その他必要な事項	38
6.7.1.	適正処理困難物等に関する基本方針	38
6.7.2.	まちの美化に関する基本方針	38
6.7.3.	不法投棄の防止に関する基本方針	39
6.7.4.	災害廃棄物に関する基本方針	39
6.7.5.	在宅医療廃棄物に関する基本方針	39
6.7.6.	その他の事項	39
7.	計画の進行管理	40
7.1.	PDCA サイクルによる継続的改善	40
8.	参考資料	41
8.1.	ごみ排出量の見込み	41
8.2.	ごみ処理コストの見込み	43
8.3.	市民アンケートの概要	44
8.4.	市民意見募集（パブリックコメント）の概要	45



※ 3R キャンペーンマーク(3R 推進協議会作成)

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要（計画期間：平成 23～32 年度）

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、市民の日々の暮らしを支えるごみ処理行政において、特に注力しながら取り組むべき施策等を位置づけるものであり、「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」の具現化を目指し、「環境問題への対応を図りつつごみ処理コストを削減」と「経営管理の仕組みを整備」するとともに「時代に対応したごみ処理行政への転換を図っていきます」。

<本市が直面する課題と目指すべき将来の姿>

【ごみ処理行政が直面する課題】

『人口減少と環境問題』

本市では、平成 10 年の 361,934 人をピークに人口減少傾向に転じ、平成 32 年には約 31 万 1 千人、平成 42 年にはピーク時の 75%にあたる約 27 万 4 千人に減少することが予測されています。（※「新・いわき市総合計画後期基本計画（平成 22 年 11 月）」）
また、生活環境の保全はもとより、温室効果ガスの排出抑制といった環境問題への関心がこれまで以上に高まりを見せています。

『東日本大震災に伴う環境変化』

東日本大震災後、原子力災害に伴う避難者等の流入・流出により実勢人口が大きく変化するなど、本市におけるごみ処理行政を取り巻く環境は大きく変化しております。

市民の日々の暮らしを支えるごみ処理行政においては、これらの課題を的確にとらえ、変動の激しい社会経済情勢に柔軟に対応できる仕組みを整備することが求められています。

【目指すべき将来の姿】

『将来世代に引き継ぐごみゼロいわき』

今後は、こうした人口減少など来るべき時代を展望し、「環境問題への対応を図りつつごみ処理コストを削減」と「経営管理の仕組みを整備」を基本的な方向性に各種施策を展開し、「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」の具現化を図っていきます。
ごみゼロを目指して進み続けること、それを次の世代に引き継いでいくことが重要であり、具体的には、ごみの約 9 割を占める焼却ごみの減量に、特に注力します。

【計画の位置づけ】

『あるべき将来像を具現化するための羅針盤』

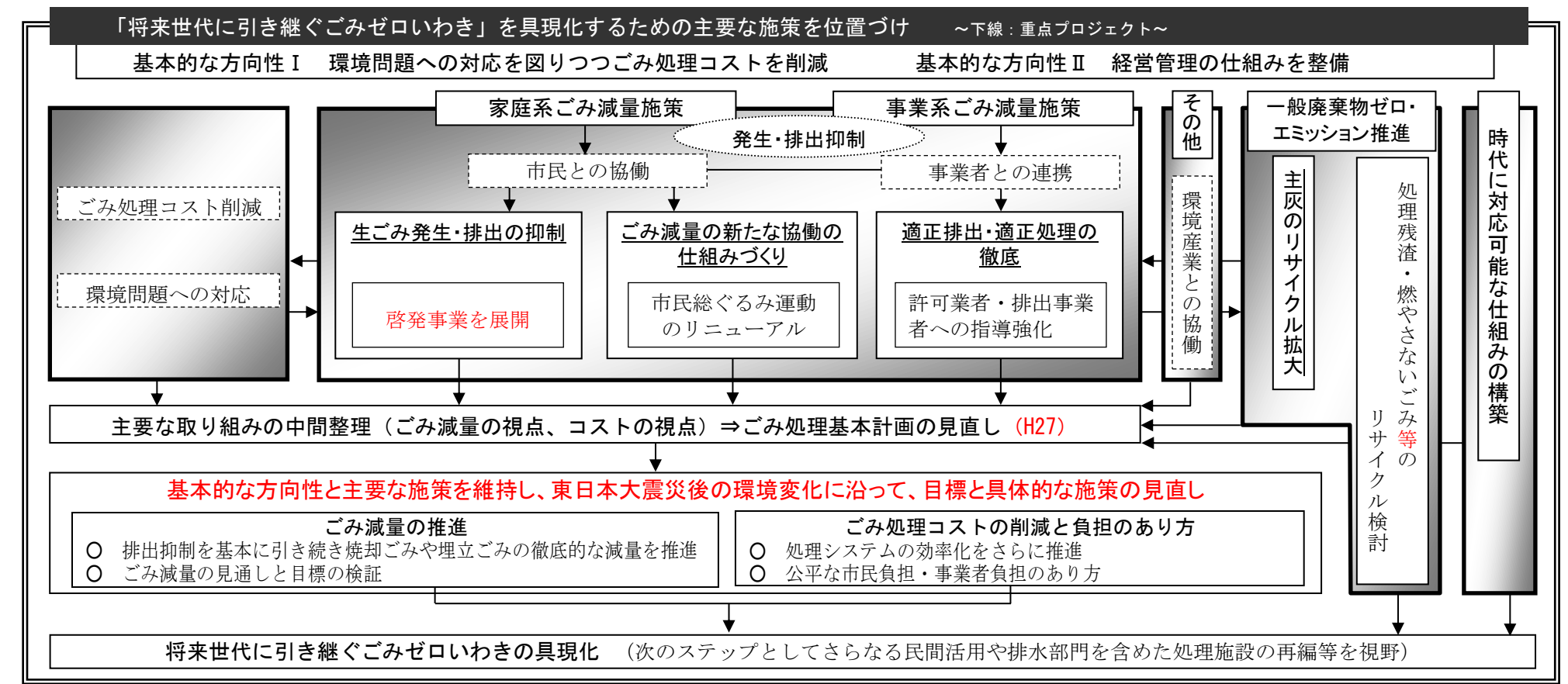
本計画は、「廃棄物処理法」に定める法定計画でもあります。上位法である「循環型社会形成推進基本法」の考え方も踏まえ、「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」を具現化するための羅針盤となるもので、本計画で位置づけられた取り組みを踏まえ、市民や事業者の協力も得ながらごみ減量を推進していきます。

<将来像を実現するための施策>

『将来世代に引き継ぐごみゼロいわきの具現化に向けた主要な施策を位置づけ』

- 「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」を具現化するため、「環境問題への対応を図りつつごみ処理コストを削減」と「経営管理の仕組みを整備」を基本的な方向性とし、発生・排出抑制を基本に焼却ごみや埋立ごみを可能な限り減量するための施策を展開します。
- そのため次の 5 つの主要な施策に取り組み、特に焼却ごみの徹底減量等を進めます。

- 発生・排出抑制を主眼とした家庭系ごみ減量施策
生ごみの発生・排出抑制を図る啓発事業や、「市民総ぐるみ運動」のリニューアルによるごみ減量の新たな協働の仕組みづくりを展開
- 発生・排出抑制を主眼とした事業系ごみ減量施策
排出者責任の徹底を図るため、産業廃棄物と一般廃棄物の適正分別を推進
- 一般廃棄物ゼロ・エミッション推進
主灰のリサイクル拡大を進めるとともに、不燃系処理残渣や燃やさないごみ等のリサイクルを検討
- ごみゼロいわきに向けたその他の施策
地域循環圏の考え方に基づき、環境産業との協働をさらに推進
- 時代に対応可能な仕組みの構築
一般廃棄物会計基準によるコスト分析と長寿命化計画の運用を続けるとともに、限られた資源を最大限に活用するため、経営マネジメント手法の導入を検討



<計画の数値目標>

- 将来像の具現化に向け次のような数値目標を設定し、市民や事業者と実績を共有しながら、主要な施策の効果的な推進を図ります。
- 東日本大震災に伴う大きな環境変化があったことから、環境変化に沿った数値目標に見直します。

指標名 (H25 実績)	H32 目標
総費用 (33 億 3 千万円)	△1 割
指標名 (H26 実績)	H32 目標
1 人 1 日あたりごみ量 (1,067 g)	950 g/人・日

指標名 (H26 実績)	H32 目標
焼却ごみ量 (112,128 トン)	95,000 トン
埋立処分量 (7,154 トン)	5,000 トン
リサイクル率 (16.6%)	24%以上

計画本編

1. 計画策定（改定）の趣旨

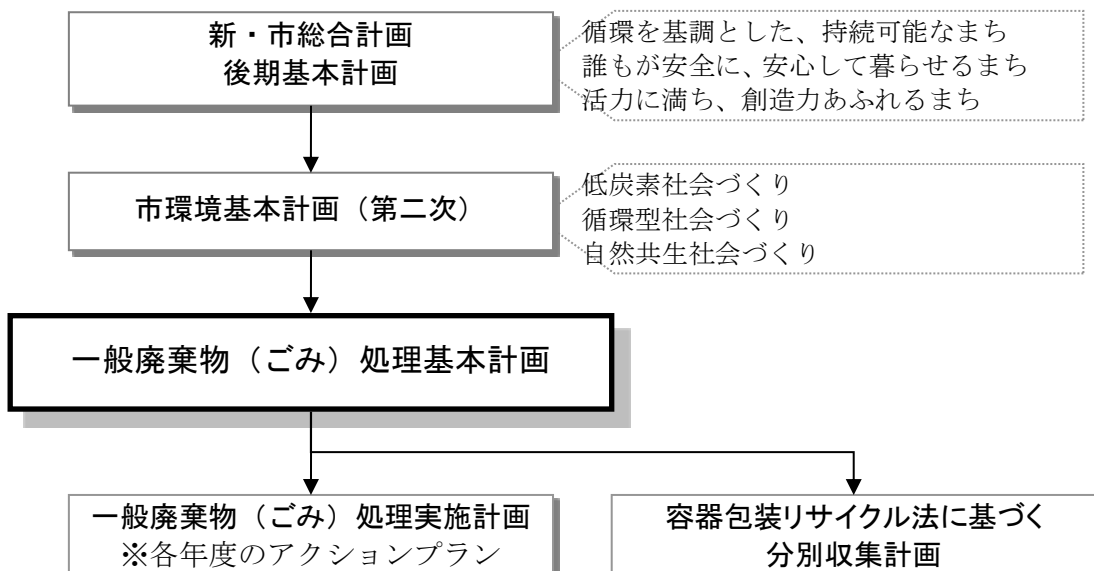
1.1. 計画の位置づけ

この計画は、市の上位計画である「新・市総合計画ふるさと・いわき 21 プラン後期基本計画¹」や「市環境基本計画（第二次）²」との整合を図りながら、循環型社会の形成を目指し、ごみの発生から最終処分に至るまでの発生・排出抑制と適正処理を進めるため、必要となる基本的な考え方や方向性を定めたものです。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法³」）第6条の規定に基づき、いわき市（以下、「本市」）が一般廃棄物（ごみ）処理を進めるための法定計画でもあります。

二つの上位計画が平成 27 年度に改定されることから、本計画も両計画の改定に沿って、改定します。

【市総合計画や市環境基本計画との関係】



¹ 平成 22 年 11 月策定。市の最上位計画であり、市がめざしていく姿を実現するための基本的な施策を総合的、体系的に定めている。

² 平成 23 年 2 月策定。市の環境分野の最上位計画であり、めざしていく環境都市像として「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」を掲げている。

³ 廃棄物の発生抑制と適正処理により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

1.2. 見直しの必要性

平成 22 年度に策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（計画期間：平成 23～32 年度 以下、「現行計画」）においては、平成 27 年度の達成目標として、総費用、1 人 1 日あたりごみ排出量、焼却ごみ量、埋立処分量、リサイクル率の 5 つの数値目標を設定し、循環型社会形成推進基本法⁴をはじめリサイクル推進のための各種法制度に沿いながら、ごみの減量化を進めてきました。

一般廃棄物処理基本計画は、社会経済情勢やごみ排出量の変化も想定されることから、おおむね 5 年ごとに改定するほか、諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であるとされています。

本市では、平成 27 年度で現行計画策定から 5 年が経過すること、また、東日本大震災発生に伴う大きな環境変化があったことから、目指すべき将来像を実現するため、震災後の状況を踏まえた目標の設定、その実現のために取り組む施策を見直す必要があります。

1.3. 計画の期間

ごみ処理基本計画は、処理施設の整備・再編など中・長期的なスパンで取り組む施策も扱う関係上、計画期間は 10 年から 15 年程度とすることが望ましいとされています。

この考え方を踏まえつつ、今回の計画期間については、前計画の計画期間、新・市総合計画後期基本計画や市環境基本計画（第二次）の計画期間とも整合を図り、平成 23 年度を初年度、平成 32 年度を最終年度とした 10 年間とします。

なお、策定から 5 年が経過し、東日本大震災に伴う大きな環境変化があったことから、平成 27 年度に見直しを行い、あるべき将来像の実現を目指していくこととします。

計画期間	平成 23 年度～平成 32 年度（10 年間）
------	--------------------------

⁴ 廃棄物処理法や各種リサイクル法の上位法であり、我が国において、循環型社会の形成を推進するための「基本的枠組み法」である。

2. 現行計画の成果

2.1. ごみ減量リサイクルの状況と課題

現行計画では、「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」の具現化に向け、「総費用」、「1人1日あたりごみ排出量」、「焼却ごみ量」、「埋立処分量」、「リサイクル率」の5つの数値目標を設定しました。

この目標を達成するため、家庭系ごみ対策としては、搬入ごみのうち、焼却・埋立に係るごみ処理手数料の100kg以下無料化の廃止や、分別区分の変更（「製品プラスチック」）などの施策を展開してきました。

また、事業系ごみ対策としては、「かん類・ペットボトル」、「びん類」、「容器包装プラスチック」の事業系一般廃棄物を産業廃棄物へ区分変更するなどの減量リサイクル施策を展開してきました。

さらに、リサイクル施策として、原子力災害により一時停止していた清掃センターの飛灰⁵や主灰⁶のリサイクルの再開・拡大などに取り組み、埋立処分量の削減とリサイクル率の向上に努めてきたところです。

【直近5か年で実施した主な減量リサイクル施策】

年度	家庭系ごみ施策	事業系ごみ施策	リサイクル施策
H23	・搬入ごみの焼却・埋立に係るごみ処理手数料の100kg以下無料化を廃止 ・「製品プラスチック」の分別区分を一部変更	・「かん類・ペットボトル」、「びん類」、「容器包装プラスチック」の事業系一般廃棄物を産業廃棄物へ区分変更（猶予期間）	
H24			・清掃センター主灰の一部リサイクル再開
H25		・「かん類・ペットボトル」、「びん類」、「容器包装プラスチック」の事業系一般廃棄物を産業廃棄物へ区分変更（本格実施）	
H26			・清掃センター主灰のリサイクル拡大 ・清掃センター飛灰の一部リサイクル再開
H27	・ごみの分け方出し方ハンドブックのリニューアル		・清掃センター主灰・飛灰のリサイクル拡大

⁵ 清掃センター（焼却施設）の燃焼ガスに含まれる灰であり、集塵施設で捕集される固体の粒子状物質。

⁶ 清掃センター（焼却施設）の炉の底に落下する燃え殻。

この結果、平成 26 年度までに、平成 21 年度と比べ、一定の成果をあげておりますが、東日本大震災の影響等により、現行計画で設定した平成 27 年度目標値の達成には至らない見込みであり、本市において循環型社会の形成を図るためにも、なお一層、ごみの減量リサイクルに取り組んでいく必要があります。

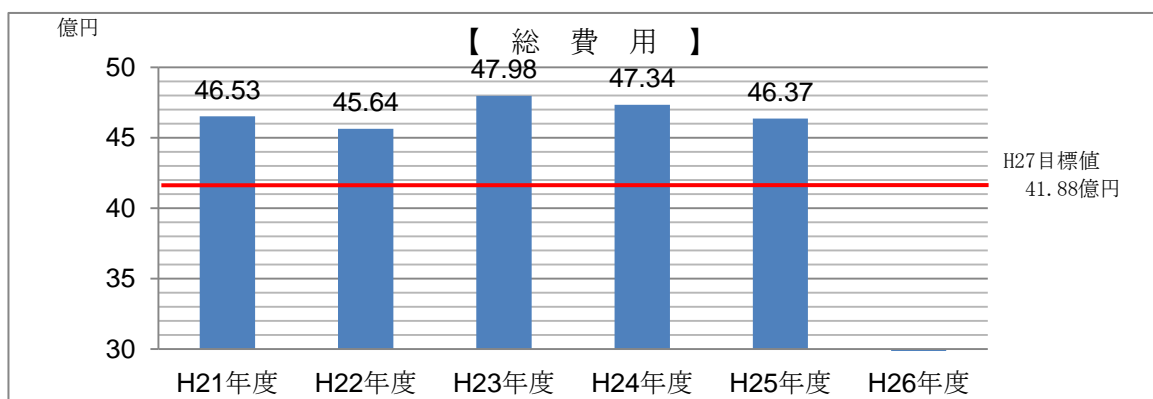
2.2. 数値目標の達成状況と課題

2.2.1. 「総費用」の実績と課題

本市では、市民により正確なごみ処理コストをお示しするため、環境省がごみ処理事業に関する財務書類の標準的な作成手法として示した「一般廃棄物会計基準⁷」に基づき、ごみ処理コストを算出しており、数値目標の1つとして設定しております。

指標（億円）	実績						目標
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
総費用	46.53	45.64	47.98	47.34	46.37	-	41.88

※ 平成27年度の目標値は基準年度（平成21年度）の1割減



現行計画策定前までは減少傾向にありましたが、東日本大震災で被害を受けた施設の復旧に係る費用により平成23年度に増加し、その後は、施設復旧に係る費用は減少していることから、減少傾向にあります。

しかし、震災後の環境変化により、現行計画で掲げていた「焼却施設の南部清掃センター1場化」が困難な状況となったことから、焼却施設の2場体制を維持することとしたため、今後は施設の延命化に係る費用（減価償却費）の増加が見込まれることから、このような状況を捉えて、数値目標を見直す必要があります。

【一般廃棄物会計基準】

「一般廃棄物会計基準」では、民間の会計方式を参考にしながら、コスト分析の対象となる費目や費用等の配分方法、施設建設費の減価償却方法などが定められており、従来よりも客観的にコストを把握することが可能になっています。

⁷これまでのごみ処理コスト算定が、建設費の計上方法をはじめ自治体により様々であったことを踏まえ、環境省が策定したもの。平成19年6月に公表された。

「一般廃棄物会計基準の財務書類」

① 原価計算書

一般廃棄物処理事業（収集運搬～中間処理～最終処分）について、1年間に要した費用から廃棄物種別ごとに単位重量あたりの費用を示すもの

② 行政コスト計算書

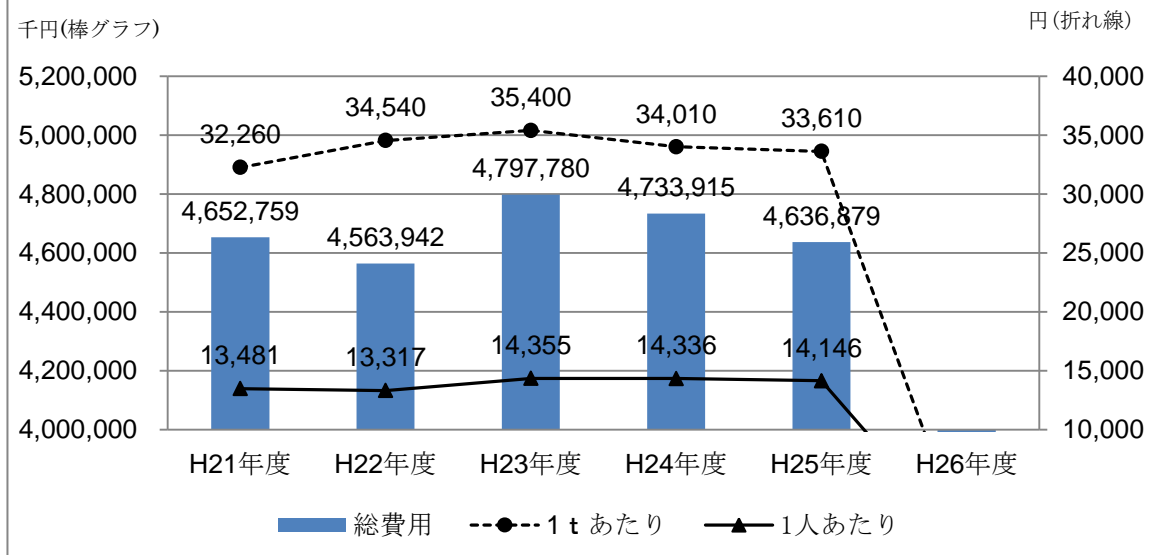
一般廃棄物処理事業に加え、その他の関連事業や施策（広報・啓発や地元還元事業など）について、1年間に要した費用及び得られた収益を示すもの

③ 資産・負債一覧表

一般廃棄物処理事業に関する資産及び負債の状況の一覧表

【ごみ処理コストの推移】

年度	総費用	部門別費用					1 t あたり	1 人 あたり
		収集運搬	中間処理	最終処分	資源化	管理		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	円	円
H21	4,652,759	1,122,022	2,829,306	308,598	247,955	144,878	32,260	13,481
H22	4,563,942	1,117,255	2,758,411	290,715	249,381	148,179	34,540	13,317
H23	4,797,780	1,108,312	3,013,568	285,044	236,970	153,886	35,400	14,355
H24	4,733,915	1,107,340	2,921,870	308,400	237,381	158,923	34,010	14,336
H25	4,636,879	1,106,031	2,786,673	303,750	255,203	185,222	33,610	14,146
H26	0	0	0	0	0	0	0	0



※収集運搬部門（委託収集・古紙回収）、中間処理部門（北部・南部清掃センター・山田粗大ごみ処理施設）、最終処分部門（クリーンビーの森・丘）、資源化部門（クリーンビーの家）、管理部門（本庁機能）である。

※四捨五入の関係で、総費用と部門別費用の計が一致しない場合がある。

部門別にみると、もっともコストを要しているのは中間処理部門であり、総費用の約6割を占めています。次表のとおり、焼却施設（南・北清掃センター）と破碎施設（山田粗大ごみ処理施設）が該当しますが、ほとんどが焼却施設に要するコストです。

また、減価償却費が、そのうちの約3割から4割を占めており、今後、焼却施設の延命化に係る大規模修繕を行う予定であることから、割合は高くなり、費用も増加する見込みです。

市民1人あたりのコストは、原子力災害に伴う避難者等の流入人口が含まれていないため、震災前後の単純比較はできませんが、1トンあたりのコストが基準年度である平成21年度を上回っていることから、市民サービスを維持しながらも更なるコスト削減に取り組む必要があります。

【各施設のH26ごみ処理コスト】

中間処理部門の施設

施設名(処理方式)	処理能力	処理量	人件費	減価償却	物件費	その他経費	費用計
	トン	トン	千円	千円	千円	千円	千円
北部清掃(焼却)	80,000						,452
南部清掃(焼却)	104,000						,834
山田粗大(破碎)	2,800						,019

平成26年度実績確定後に修正

最終処分部門の施設

施設名(処理方式)	処理能力	処理量	人件費	減価償却	物件費	その他経費	費用計
	トン	トン	千円	千円	千円	千円	千円
クリンピーの丘(埋立)	-	722	0	11,086	31,661	0	42,747
クリンピーの森(埋立)	-	14,371	0	188,308	60,174	17,369	265,852

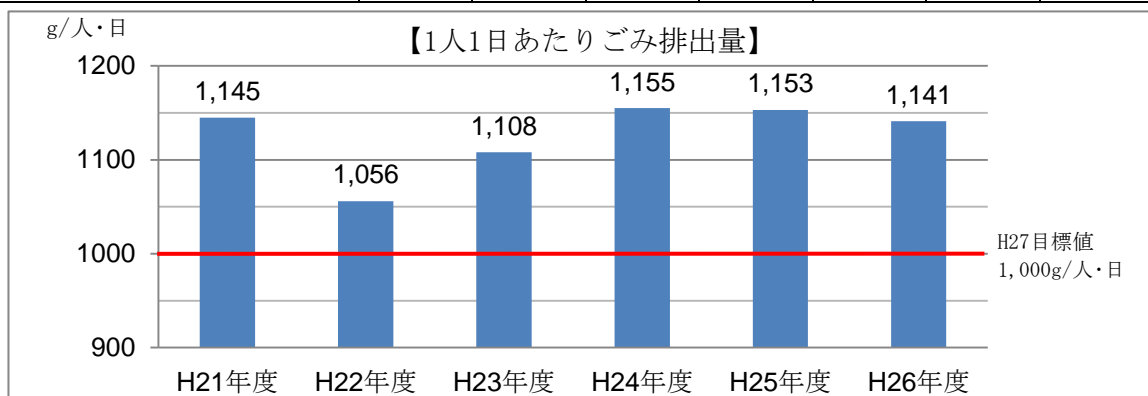
資源化部門の施設

施設名(処理方式)	処理能力	処理量	人件費	減価償却	物件費	その他経費	費用計
	トン	トン	千円	千円	千円	千円	千円
クリンピーの丘(埋立)	19,300	8,245	20,618	61,932	158,359	7,046	247,955

※各施設の処理能力は年間定格値

2.2.2. 「1人1日あたりごみ排出量」の実績と課題

年度 指標 (g/人・日)	実績						目標
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
1人1日あたりごみ排出量	1,145	1,056	1,108	1,155	1,153	1,141	1,000

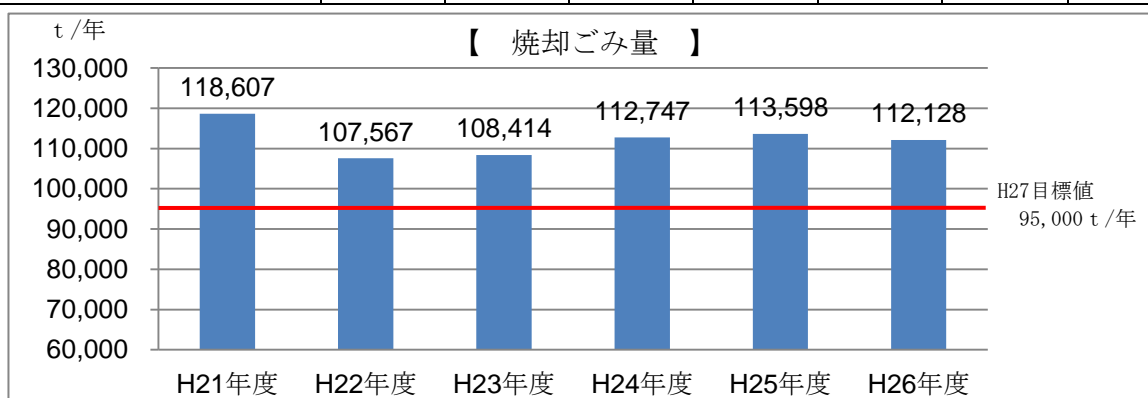


現行計画策定前までは減少傾向にありましたが、統計上把握されている現住人口が減少する一方で、現住人口に含まれない原子力災害に伴う避難者等の増加により、実勢人口が増加したことにより、震災後は増加傾向に転じております。

震災による状況変化を考慮し、算出方法を見直す必要があります。

2.2.3. 「焼却ごみ量」の実績と課題

年度 指標 (t/年)	実績						目標
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
焼却ごみ量	118,607	107,567	108,414	112,747	113,598	112,128	95,000

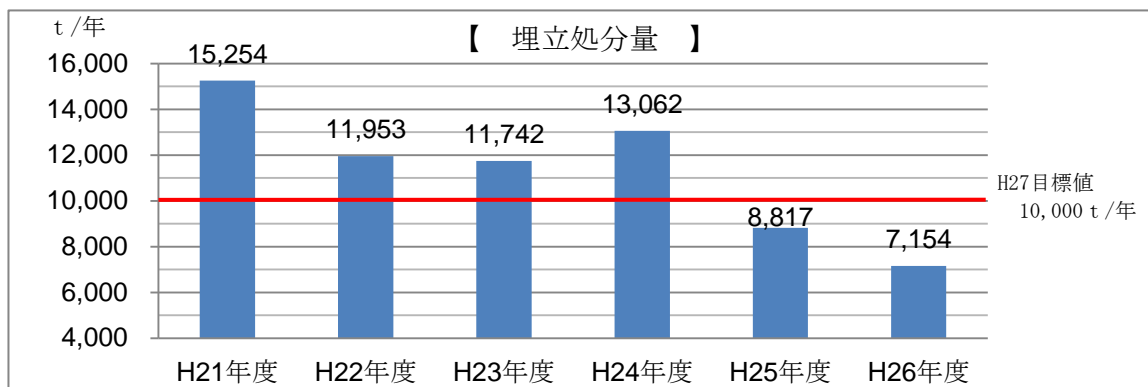


現行計画策定前までは減少傾向にありましたが、原子力災害に伴う避難者等の流入による人口増加などの影響により、増加傾向に転じております。

ごみの発生・排出抑制の徹底と、分別の徹底による再資源化を図り、焼却ごみの減量に努める必要があります。

2.2.4. 「埋立処分量」の実績と課題

指標 (t/年)	年度	実績						目標
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
埋立処分量		15,254	11,953	11,742	13,062	8,817	7,154	10,000



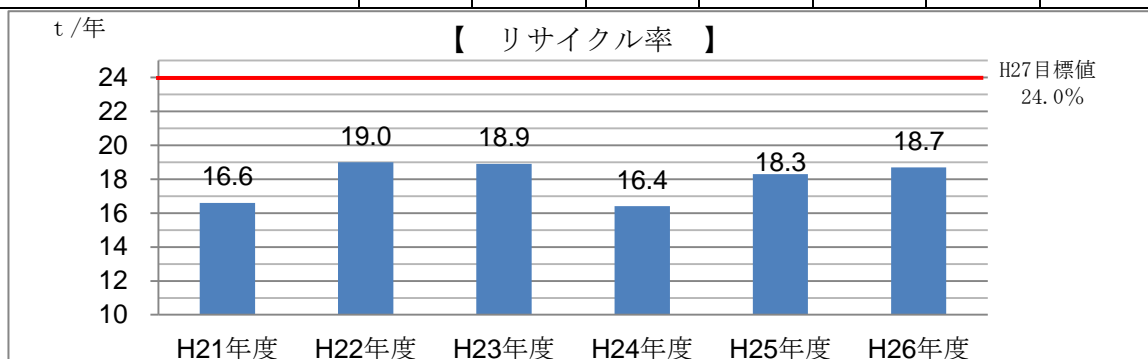
※原子力災害により埋め立てることのできない飛灰は含まない。

原子力災害により停止していた主灰の再資源化が再開したことにより平成 24 年度から平成 25 年度にかけて大幅に減少しておりますが、清掃センターに仮置き中である埋め立てることのできない飛灰(約 4,000 トン/年)があるため、目標には達していない状況と言えます。

焼却灰(主灰・飛灰)の再資源化の拡大を図り、現在埋め立てている廃棄物の再資源化について検討を進める必要があります。

2.2.5. 「リサイクル率」の実績と課題

指標	年度	実績						目標
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
リサイクル率		16.6%	19.0%	18.9%	16.4%	18.3%	18.7%	24.0%



主灰・飛灰の再資源化量は増加しましたが、分母となるごみ排出量の増加や、事業者が排出する「びん類、かん類・ペットボトル、容器包装プラスチック」の産業廃棄物化による再資源化量の減少により、主灰の処理を停止していた平成 24 年度を除くと、ほぼ横ばいで推移しております。

ごみの発生・排出抑制を図ることを優先しつつ、再資源化の拡大に向けて調査・検討を進める必要があります。

3. 目指すべき将来の姿

3.1. ごみ処理行政の使命（ミッション）

本市におけるごみ処理行政の使命は、市民や事業者との協働により、「廃棄物処理法」や、その上位法であり、循環型社会形成を推進するための基本的枠組み法となる「循環型社会形成推進基本法」に定める地方自治体の責務を果たすことです。

具体的には、ごみの発生・排出抑制と適正処理により、生活環境の保全と公衆衛生の確保を図るとともに、循環型社会形成の基本原則⁸に則り、資源の採取、生産、流通、消費、廃棄など、社会経済活動のあらゆる段階において廃棄物の発生抑制や資源の循環利用を進め、環境への負荷をできるだけ少なくする「循環型社会」を目指すことです。

3.2. ごみ処理行政の目指す将来像（ビジョン）

このように、ごみ処理行政が本来持つ使命を果たしていく必要がありますが、現在、本市は、人口減少と環境問題や、東日本大震災後の環境変化への対応という大きな課題に直面しています。

このため、目指すべき将来像の設定にあたっては、これらの課題にいかに対応していくか、そのため、いま何をすべきかについて、十分に考慮していく必要があります。

～課題：人口減少への対応～

本市の人口は、平成10年の361,934人⁹をピークに減少傾向に転じており、当初は緩やかに進行していた人口減少は加速度的に進行しています。

この傾向は今後も続くと見込まれており、平成22年11月に策定した「新・市総合計画後期基本計画（2020年）には約31万1千人、平成27年度における推計が確定後に分析を記載5%にあたる約27万4千人まで減

その一方で、東日本大震災及び原子力発電所事故による避難者や復旧・復興事業作業員等の流入により、実勢人口は増加している状況ではあるものの、長期的には総人口の減少、その中での少子高齢化の進展という流れは変わらない見込みであることから、人口減少を見据えながらも、震災後の状況変化を的確に捉えた処理体制の再構築を図ることが求められています。

⁸循環型社会形成推進基本法において、リデュース(ごみの発生・排出抑制)→リユース(再使用)→リサイクル(再利用)→熱回収→適正処分という優先順位が定められている。なおリデュース・リユース・リサイクルの頭文字がいわゆる3Rである。

⁹平成10年10月1日の現住人口。

【新・市総合計画後期基本計画（平成 22 年 11 月）における将来人口推計】

年 年齢	実績値				推計値（概数）				
	平成 7 年 (1995)	平成 12 年 (2000)	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	平成 32 年 (2020)	平成 37 年 (2025)	平成 42 年 (2030)	
総人口（人）	平成 27 年度における推計が確定後に修正						293,000	274,000	
年齢 3 区 分別人口 （人）	0-14 歳	平成 27 年度における推計が確定後に修正						31,000	27,000
	15-64 歳	平成 27 年度における推計が確定後に修正						154,000	139,000
	65 歳～	平成 27 年度における推計が確定後に修正						108,000	108,000
同 構成比 （%）	0-14 歳	17.3	15.9	14.7	13.6	12.5	11.5	10.5	9.9
	15-64 歳	65.7	64.5	62.9	60.8	57.6	54.5	52.6	50.7
	65 歳～	16.9	19.6	22.4	25.6	29.9	34.0	36.9	39.4

※ 平成 22 年度国勢調査の速報値による総人口は 342,198 人

～課題：環境問題への対応～

ごみ処理行政は、周辺環境へ悪影響を及ぼさずにごみを適正に処理するという生活環境の保全を主な目的としています。

さらには、発生・排出抑制や資源循環という循環型社会形成の要請や、今日のかつ地球的な環境問題である地球温暖化問題にも対応していく必要があります。

このため、本市のごみ処理行政も、ごみの適正処理を進めながら、循環型社会の形成に向けた地域循環圏¹⁰などの考え方にに基づき、従来の枠組みにとらわれない循環の仕組みづくりや、焼却ごみ量の削減による温室効果ガスの排出抑制を進めることが求められています。

¹⁰地域の特性や循環資源の性質に応じて、コミュニティから国内外など、最適な規模の循環圏を形成することが重要であり、身近な地域で循環可能なものはなるべく地域で循環させ、それが困難なものは循環の輪を広域化させていくという考え方。

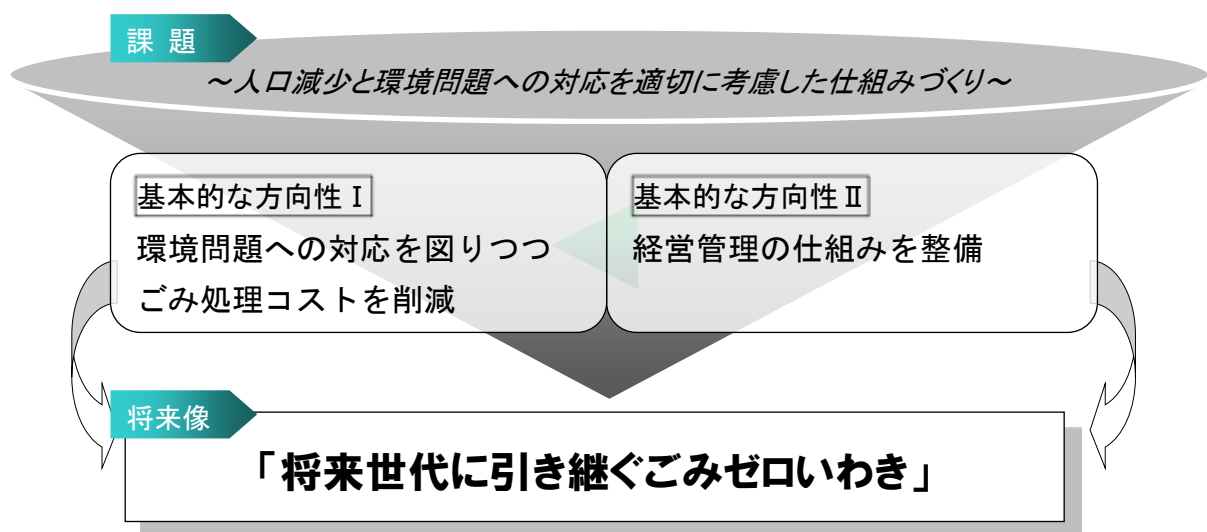
来るべき時代を展望したとき、市民の日々の暮らしを支えるごみ処理行政においても、本市が直面している人口減少や環境問題、東日本大震災に伴う環境変化という大きな課題など、変動の激しい社会情勢に柔軟かつ適切に対応すること、対応できる仕組みを整備することが求められています。

このため、今後のごみ処理行政の基本的な方向性を、「環境問題への対応を図りつつごみ処理コストの削減を図る」と、それを下支えする「経営管理の仕組みを整備する」とし、

この2つの方向性に沿って、「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」を目指すべき将来像として掲げ、その具現化を目指していくこととします。

ごみをゼロにすることは今すぐには難しいかもしれませんが、ごみの発生や資源の浪費をゼロに近づけるよう進み続けること、そして、それを次の世代に引き継いでいくことが極めて重要です。

「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」の具現化された社会とは、市民・事業者・行政の協働により、このような取り組みが絶え間なく続けられている社会であり、将来像なのです。



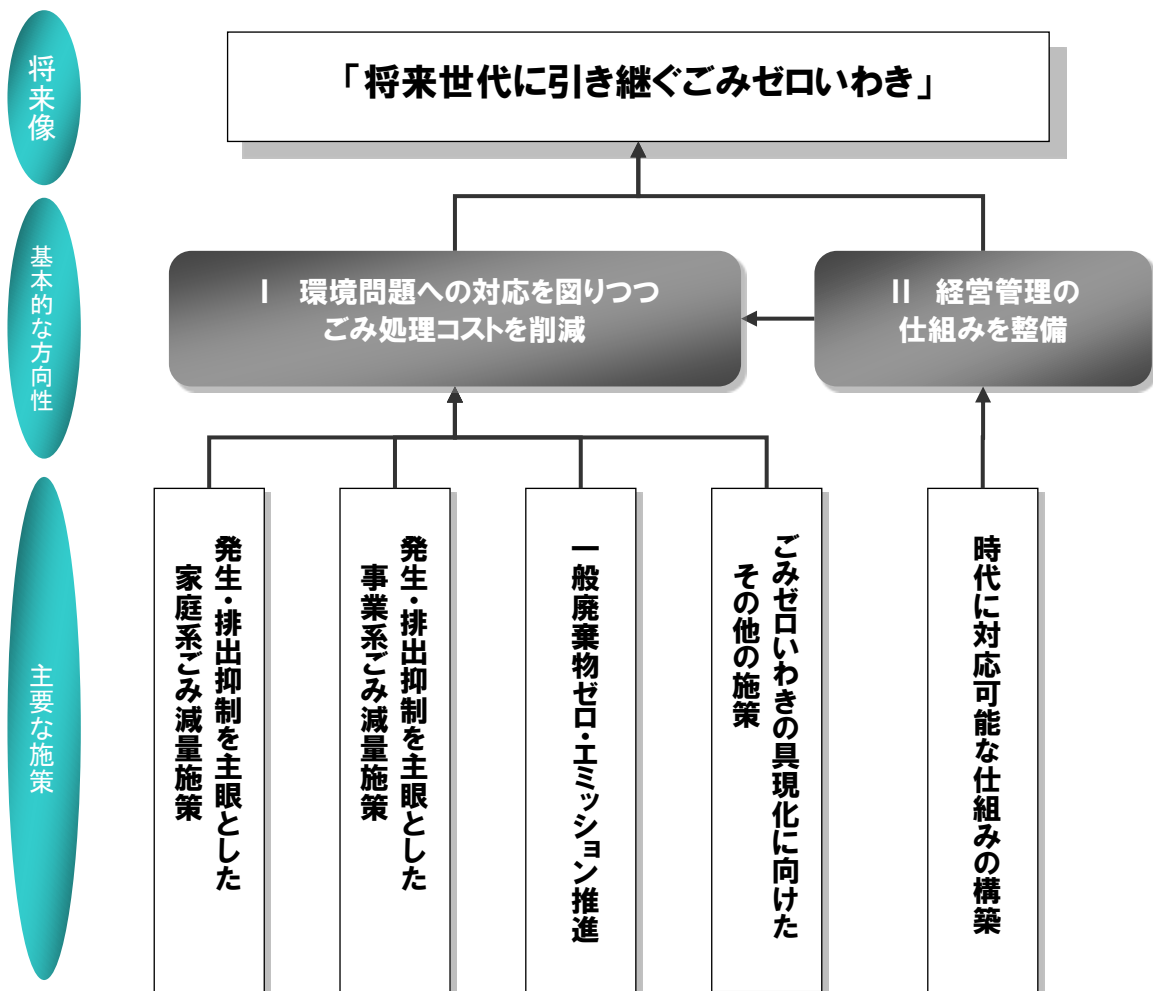
4. 将来像を実現するための施策

「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」の具現化に向け、「環境問題への対応を図りつつごみ処理コストの削減を図る」と、「経営管理の仕組みを整備する」という2つの基本的な方向性に沿って各種施策を進めていきます。

すべての施策展開にあたっては、3R¹¹（リデュース・リユース・リサイクル）の最優先事項であるごみの発生・排出抑制を基本とし、特に焼却ごみや埋立ごみを可能な限り減量する方向で施策を構築することとします。

また、一般廃棄物会計基準によるコスト分析や各施設の長寿命化計画¹²の運用により、施策内容の検証を行いながら、本計画で定める数値目標の達成を目指すとともに、時代に対応可能なごみ処理行政への転換を図っていくこととします。

【将来像と施策体系】



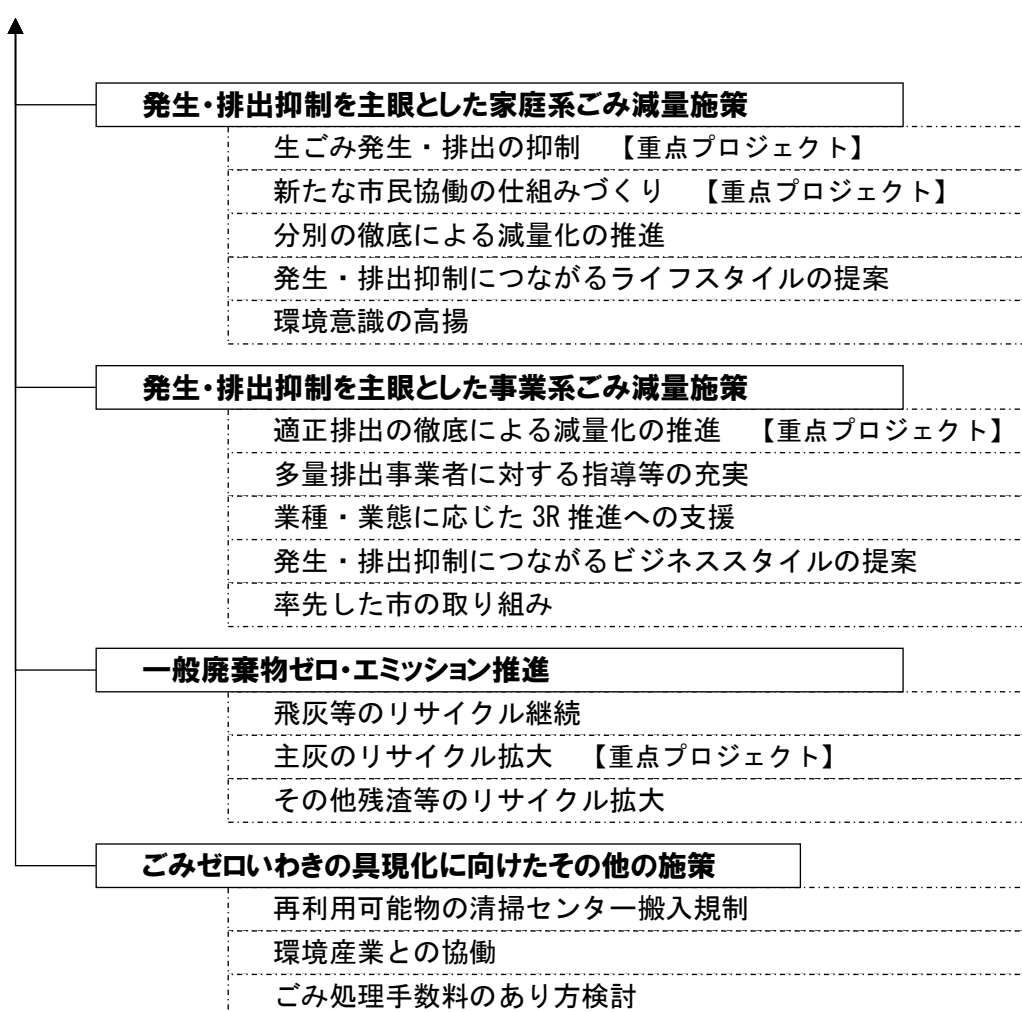
¹¹ リデュース(ごみの発生・排出抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再利用)の略。

¹² 施設の性能水準を長期に維持していくための「施設保全計画」と、施設を延命化するための「延命化計画」の2つで構成される。

基本的な方向性 | 環境問題への対応を図りつつごみ処理コストを削減

⇒ 処理システムの最適化を図る

- 発生・排出抑制を基本に焼却ごみや埋立ごみを可能な限り減量するとともに、収集体制や、2 清掃センター・1 資源化施設・1 破砕施設・2 埋立処分場の6施設¹³による処理システムの最適化を図る必要があります。
- そのため、
 - ◆ 市民や事業者との協働により、「家庭系ごみ減量施策」及び「事業系ごみ減量施策」における生ごみを中心としたごみ減量や、「一般廃棄物ゼロ・エミッション¹⁴推進」による処理残渣のリサイクルを推進します。



¹³ 清掃センター(南部、北部)、資源化施設(リサイクルプラザ「クリンピーの家」)、破砕施設(山田粗大ごみ処理施設)、埋立処分場(クリンピーの丘、森)の6施設。

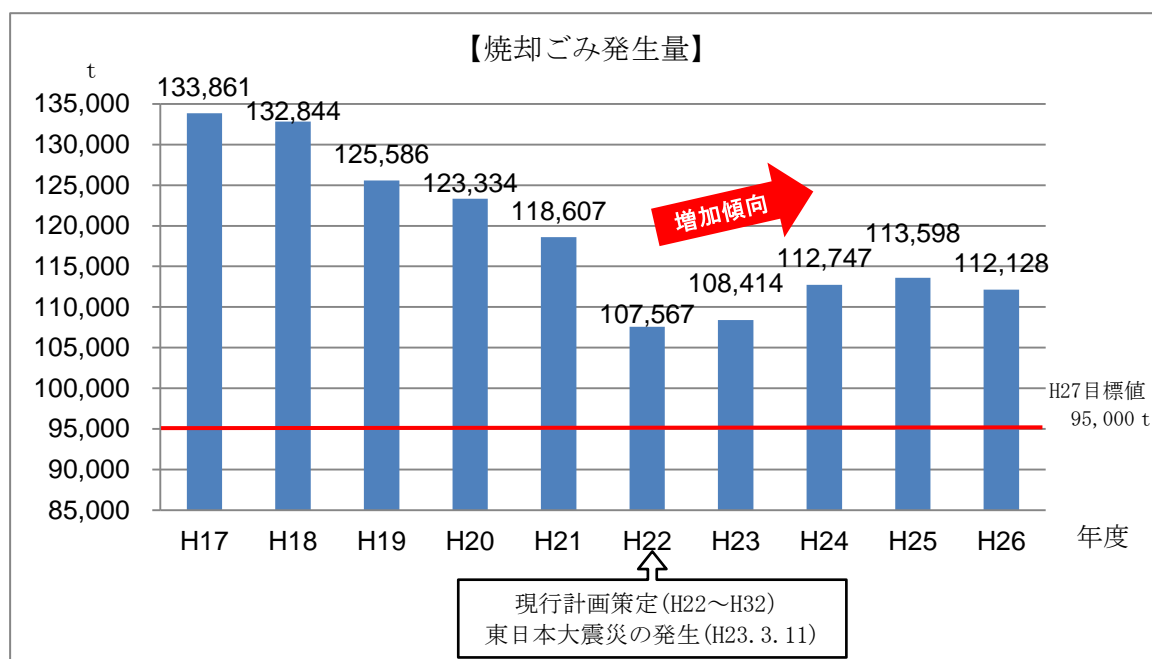
¹⁴ ごみをリサイクルすることにより、埋立処分量をゼロにすること。

焼却施設の2場体制の維持

①現行計画における1場化計画

平成22年度末に策定した「現行計画」では、老朽化が進んだ北部清掃センターの更新を避け、平成27年度を目途に、必要なバックアップ体制を確保しながら、焼却施設の南部清掃センター1場化を図ることとし、1場化の実現に向けて、ごみ減量施策を展開のうえ、平成27年度までに年間の焼却ごみ発生量を95,000トンまで減量することを目標としておりました。

②「焼却ごみ発生量の状況」



現行計画策定前までは、減少傾向にありましたが、東日本大震災後、原子力災害に伴う避難者等が市内に流入したことなどにより、増加傾向に転じています。

③焼却ごみ量の推移を踏まえた対応

震災等の影響から、当初計画していた焼却ごみ発生量の減量が困難な状況に至っていること、並びに、市には域内で発生した一般廃棄物の適切な処理責務が課されていることを踏まえ、焼却施設の2場化を維持する必要があることから、北部清掃センターの長寿命化、及び震災後中断していた南部清掃センターの適切な長寿命化にも再着手しました。

④ 焼却施設 1 場化に向けた方針

域内で生じる燃やすごみをはじめとした一般廃棄物の量は、域内の人口動向に大きく左右されるところであり、現行計画が計画期間としている平成32年度までの域内人口動向は極めて不透明な状況であることと、市に対しては、一般廃棄物の適切な処理責務が課されていることを踏まえ、現行の計画期間中は、焼却施設の 2 場体制を維持することとします。

なお、焼却施設 1 場化については、「将来世代へ引き継ぐごみゼロいわき」の実現に向け、「環境問題への対応を図りつつごみ処理コストの削減を図る」ための具体的な方策として、ごみ処理コストの 2 割削減や、温室効果ガスの 1 割削減が見込まれるなどの優位性を有していることから、平成33年度以降を計画期間として策定する次期一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における検討課題とします。

4.1. 発生・排出抑制を主眼とした家庭系ごみ減量施策（収集ごみ対策）

家庭系ごみの約半分を占める生ごみの減量リサイクルや、「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」の具現化を図る上で最も重要な、発生・排出抑制（3R：リデュース、リユース、リサイクルの最優先事項）の徹底を、美化中心から環境問題全般へのシフトを目指した市民総ぐるみ運動の見直し等と一体的に展開していきます。

家庭系ごみの減量を図るためには、市民の理解と協力が不可欠であり、市民に「ごみを出さない」精神が根付くことが将来につながるため、様々な機会を捉えて市民との情報交換・意見交換を行うとともに、ごみの減量に関する協働の仕組みを構築していくこととします。

4.1.1. 生ごみ発生・排出の抑制

【重点プロジェクト】

本市の家庭系ごみの多くを生ごみが占めており、家庭系ごみの減量を進める上で、生ごみ対策が極めて重要であり、これまでも、水きり徹底の働きかけや、家庭用生ごみ処理機の普及を進めてきました。

平成 26 年度に実施した市民アンケートでは、約 8 割の方が水きりなどにより減量してから排出していると回答しております。

家庭用生ごみ処理機については、必要性は感じているが、機器の価格や処理後の堆肥の活用方法などが課題となり、普及が進まない状況にあります。

水きりや食品ロスをなくすことで、生ごみの発生・排出抑制を図るよう啓発事業を展開しながら、生ごみ処理機購入費補助制度の再構築や、堆肥の有効活用に係る調査・検討を進めます。

4.1.2. 新たな市民協働の仕組みづくり

【重点プロジェクト】

「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動」は、美化活動に関する協働の取り組みとして長年の実績がありますが、参加者の高齢化や減少などが課題となっています。

また、美化だけで活動を完結することなく、ごみ減量リサイクルや地球温暖化対策など、環境問題全般に関する市民協働の仕組みづくりも求められており、これらの課題をトータルとして解決するため、さらには地域コミュニティの課題解決に向け、新たな仕組みづくりや支援策の構築を進めます。

4.1.3. 分別の徹底による減量化の推進

循環型社会の形成に向けては、ごみの発生・排出抑制が最優先ですが、排出されたごみについては、可能な限り再資源化する必要があります。

このため、再資源化できるごみが、「燃やすごみ¹⁵」や「燃やさないごみ¹⁶」に混入しないよう、分別の徹底を呼びかけるとともに、分別ルールのわかりやすい周知に努め、**新たな周知方法について検討します。**

また、「製品プラスチック」や「その他の紙」など、新設や変更した分別区分については、重点的に定着を図ることとします。

4.1.4. 発生・排出抑制につながるライフスタイルの提案

循環型社会の形成に向けては、市民1人ひとりが大量消費・大量廃棄のライフスタイルを改め、環境への負荷が少ないライフスタイルへ見直すことが必要です。

このため、マイバックの使用拡大や再生品の利用、さらには食育の推進など、環境にやさしい、ものを大切にするライフスタイルの普及促進に取り組みます。

4.1.5. 環境意識の高揚

子どもから高齢者にいたる幅広い年齢層を対象に、イベント、施設見学会の実施や、各種啓発冊子の作成など、あらゆる機会を捉えて、地域や学校と連携した継続的な環境学習を推進し、環境意識の高揚を図ります。

特に、次代を担う子どもたちが、環境に配慮した生活習慣を身に付け、循環型社会の構築に向けた活動を行うことは重要であり、大人のごみ問題に対する意識高揚への発展も期待できることから、小中学校等の環境学習の充実を図ります。

また、リサイクルプラザ「クリンピーの家」において、体験的な環境学習の拡充や交流機能の強化を図り、ごみ減量リサイクルの情報発信を進めます。

¹⁵ 清掃センターで焼却処理されます。

¹⁶ 最終処分場で埋立処分されます。

4.2. 発生・排出抑制を主眼とした事業系ごみ減量施策（搬入ごみ対策）

事業系廃棄物のさらなる適正排出・適正処理を実現するため、処理施設における「搬入物検査の強化」を一層充実させるとともに、民間処理業者でリサイクル可能な廃棄物を順次「再利用可能物の清掃センター搬入規制」に追加するほか、市の施設を含めた事業系生ごみの減量リサイクルを展開していきます。

また、事業系ごみの減量を図るためには、実際にごみを排出する事業者が、排出者責任を適正に果たすなど、その理解と協力が必要であることから、処理業者だけではなく排出事業者との情報交換・意見交換についても、様々な機会を捉えて行うこととします。

4.2.1. 適正排出の徹底による減量化の推進

【重点プロジェクト】

事業者が排出する廃棄物は、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分類され、処理の方法や手続きが異なっています。

そのうち市が処理するのは事業系一般廃棄物であることから、排出者責任の徹底を図るため、まず、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の適正分別について事業者に働きかけ、そのうえで、事業系一般廃棄物については、家庭系ごみの分別区分に即した分別徹底を求めることにより、一層のごみ減量リサイクルの推進に取り組みます。

また、産業廃棄物と一般廃棄物の区分に関する運用についても、ごみ減量リサイクルを推進する観点から、他自治体の状況等も踏まえ見直しを検討します。

4.2.2. 多量排出事業者に対する指導等の充実

事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する事業用大規模建築物¹⁷の所有者や管理者に対して、「事業系一般廃棄物減量計画書」の提出を通し、ごみ減量化への計画的な取り組みを促進します。

また、事業所への立入調査による指導を強化するとともに、先進的な取り組みの情報収集とその普及に取り組み、**指導対象事業者の拡大を検討します。**

4.2.3. 業種・業態に応じた3R推進への支援

各種事業者からの相談内容の充実を図るなど、業種・業態に応じた3Rの推進を支援します。特に、食品リサイクル法の対象となる食品関連事業者に対しては、事業系生ごみ対策として、同法における責務を周知するとともに、民間資源化業者を案内するなど、再生利用等実施率の向上を働きかけます。

また、店頭回収など、事業者による自主的なリユース・リサイクルの取り組みを支

¹⁷ 「大規模小売店舗立地法」(大店法)及び「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(ビル管理法)に該当する建築物など。

援します。

4.2.4. 発生・排出抑制につながるビジネススタイルの提案

ごみの発生を抑制するためには、生産・流通・販売の各段階で、ごみになるものをつくらない、売らないようにする必要があります。また、ごみになるものは、できる限り製造者や販売者の責任として回収・再資源化されることが重要です。

このため、事業者に社会的責任を意識したビジネススタイルのあり方を働きかけ、拡大生産者責任¹⁸の考え方の浸透に努めるとともに、国の制度改変に向けた動きに対しても積極的に市の考え方を発信していくこととします。

また、事業者にとって、ごみの発生は光熱水費等と同様、コスト要因であることから、経営の観点からもごみの発生・排出抑制を訴えていきます。

4.2.5. 率先した市の取り組み

市民や事業者に働きかけを行ううえで、排出事業者として市自らが模範となるよう、「市環境基本計画（第二次）」に位置づけた「市の率先した環境配慮」などを踏まえながら、ごみの発生・排出抑制、適正排出の徹底、再資源化などへの取り組みを推進します。

また、ごみ処理事業に関する窓口対応など、市民サービスの向上にも努めます。

4.3. 一般廃棄物ゼロ・エミッション推進

市の最終処分場に埋立処分している廃棄物について、市内外の環境産業・資源循環型産業分野の優れた民間技術を活用して段階的に資源化を図ることにより、埋立処分量の削減と最終処分場の延命化を目指していきます。

平成 19 年度の取り組み開始以来、平成 22 年度までの間に、清掃センターの飛灰¹⁹、主灰²⁰の一部、クリンピーの家のびん選別残渣などについて、再資源化を図ってきました。

今後も、埋立処分量の極小化に取り組み、「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」の具現化に向け、一般廃棄物ゼロ・エミッションのさらなる推進を図ります。

4.3.1. 飛灰等のリサイクル継続

飛灰やびん選別残渣については、全量リサイクルを継続するとともに、3R の優先順位に従ってごみの減量を推進することにより、処理施設におけるこれらリサイクル対象物の発生量抑制にも取り組みます。

¹⁸ 生産者が、自ら生産する製品について、生産・使用段階だけではなく、その製品が使用され、廃棄された後においても適正なりサイクルや処分について責任を負うという考え方。

¹⁹ 清掃センター（焼却施設）の燃焼ガスに含まれる灰であり、集塵施設で捕集される固体の粒子状物質。

²⁰ 清掃センター（焼却施設）の炉の底に落下する燃え殻。

4.3.2. 主灰のリサイクル拡大

【重点プロジェクト】

現在、埋立処分量の約2/3を清掃センターから発生する主灰が占めていることから、最終処分場のさらなる延命化に向け、焼却ごみの減量等による主灰の発生抑制と、発生した主灰のリサイクル拡大に取り組みます。

4.3.3. その他のリサイクル検討

主灰以外にも、「燃やさないごみ」や「処理施設で生じる不燃残渣」を埋立処分しており、引き続き、発生・排出抑制を図るとともに、「燃やすごみ」として焼却処理している一般廃棄物と併せて、再資源化に向けた調査・検討を進めます。

4.4. ごみゼロいわきの具現化に向けたその他の施策

4.4.1. 再利用可能物の清掃センター搬入規制

民間処理業者において、再資源化可能なごみについては、清掃センターなど市処理施設への搬入を規制することにより、リサイクルの促進を図ります。

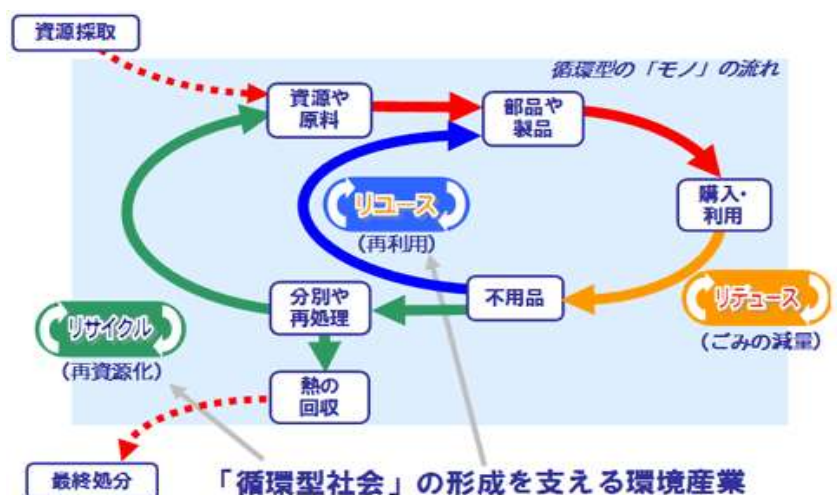
現在、規制対象としている事業系・家庭系古紙類や事業者搬入の木くず類などに引き続き、民間処理業者との連携を図り、品目の追加を検討していきます。

4.4.2. 環境産業との協働

本市は、環境産業に関する事業者や技術が集積するなど、他の地域にない様々な優位性を有しています。「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」の具現化に向け、これらの事業者との協働によるごみ減量リサイクルを積極的に進めます。

また、地域循環圏の考え方にに基づき、多種多様な技術を有する市外の環境産業事業者とも積極的に連携を図るとともに、他自治体と市内の環境産業による取り組みについても循環型社会形成に向けた観点から対応します。

さらに、環境保全と経済発展の両立を図るため、国が進める様々な規制・制度改革の動きに迅速に対応するとともに、環境産業に取り組もうとする事業者や市民団体等を積極的に支援します。特に、現在焼却処理している「木質系ごみ」及び「生ごみ」などについて、3Rに取り組む事業者や市民団体等との協働を積極的に進め、焼却ごみの減量を図ります。



4.4.3. ごみ処理手数料のあり方検討

ごみ処理コストに見合った手数料をいただくことも、ごみ減量を進める方策のひとつとして考えられます。ごみの減量化と費用負担の適正化を両立させるため、減量施策の成果も見極めながら、手数料に関する検討を視野に入れます。

① 収集手数料

家庭系ごみは大型ごみを除き無料で収集しており、ごみを多く出す人とそうでない人の経済的負担が変わらないため、減量インセンティブ（動機付け）が働きにくいといった課題があります。

いわゆる「収集家庭ごみの有料化」については、その導入によりごみの減量が進むことも考えられますが、市民・事業者・行政の協働による減量努力を最優先とし、現行制度を維持するとともに、市民とは異なり、自らによる処理責任を有する事業者への適正負担が実現した後に、これらの効果を見極めた上での検討課題とします。

② 搬入手数料

施設搬入時には、焼却処理と埋立処理について手数料をいただいています。

平成 23 年 10 月には、一時的多量ごみの排出に対する市民負担の公平性・公正性の担保や、市一般廃棄物適正処理の徹底に資するため、市民搬入ごみの 100kg 以下無料化を廃止しました。

搬入手数料については、処理原価との差という課題があることから、排出者自らによる減量努力の成果を見極めながら、見直しを検討していきます。

基本的な方向性Ⅱ 経営管理の仕組みを整備

⇒ 時代に対応可能な仕組みを構築する

- ・ 人口減少など来るべき時代に対応し、ごみ処理システムの最適化を下支えするとともに、事業の透明性や明確性を確保する必要があります。
- ・ そのため、
 - ◆ 企業会計の考え方を取り入れた環境省「一般廃棄物会計基準」によるコスト分析を継続しながら、その結果に基づき、ごみ処理行政が最少の経費で最大の効果を発揮するよう、行政が行うべき中核的業務の整理と、経営資源（ヒト・モノ・カネ）の最適配分を図ります。
 - ◆ ごみ処理施設の長寿命化計画（施設保全計画と延命化計画で構成）を順次策定するとともに、その進行管理の方法を確立し、ライフサイクルコスト²¹の低減や事業費の平準化を図ります。

時代に対応可能な仕組みの構築

一般廃棄物会計基準によるコスト分析

長寿命化計画の策定・運用

経営マネジメントシステム手法の導入に向けた調査・研究

基本的な方向性Ⅱにおいては、時代に対応可能な仕組みの構築に向けた取り組みを進め、ごみ処理システムの最適化やごみ処理コストの削減を下支えしていくこととします。

4.5. 時代に対応可能な仕組みの構築

4.5.1. 一般廃棄物会計基準によるコスト分析

「環境問題への対応を図りつつごみ処理コストの削減を図る」取り組みを下支えしていくためには、ごみ処理事業においても、経営管理の仕組みを整備していく必要があります。

経営管理の基本となるのは、コストの可視化と分析であることから、企業会計的な考え方を取り入れた環境省「一般廃棄物会計基準」に基づき、ごみ処理に関するハード・ソフト両面について踏み込んだコスト分析を継続します。

²¹ 建設コストだけではなく、維持管理や解体のコストを含めたトータルコスト。

4.5.2. 長寿命化計画の策定・運用

各焼却施設の長寿命化計画については、東日本大震災の影響により、2 場体制を維持することとしたため、「南部清掃センター長寿命化計画」の見直しに着手し、新たに「北部清掃センター長寿命化計画」策定に着手しました。

選別施設であるリサイクルプラザ「クリンピーの家」や最終処分場「クリンピーの森(水処理施設部分)」について順次策定し、その的確な運用を図ることにより、各施設の性能水準の維持と、延命化を図っていきます。

4.5.3. 経営マネジメント手法の導入に向けた調査・研究

限られた資源を最大限活用しコストパフォーマンスの向上を実現するために、経営マネジメント手法の導入に向けた調査・研究を進めます。

具体的には、一般廃棄物会計基準によるコストの可視化・分析と、施設長寿命化計画の運用による資産管理（ライフサイクルコストの平準化）を基盤としながら、市が直接執行すべき業務（中核的業務）の整理等を進めます。

また、これらコスト分析等の結果に基づいて、ヒト・モノ・カネといった経営資源の最適配分を行う仕組みの構築、さらには今後行うべき施策、適切な施設規模、組織体制、人員配置、広報戦略のあり方など、ごみ処理行政のあるべき姿を着実に実現するための仕組みの構築に向けて、調査・研究を進めていきます。

平成 27 年 4 月には、東日本大震災に伴い、本市の廃棄物処理行政を取り巻く環境が大きく変化していることを受け、本市の将来の廃棄物処理に係る計画等の企画・立案機能を強化するとともに、各清掃・衛生施設の管理運営業務を一元化し、効率的・効果的な業務執行を図るため、組織を改編しました。

5. 計画の数値目標

「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」の具現化に向け、次のような数値目標を設定し、市民や事業者との協働により、達成に向けて各種施策を展開してきましたが、東日本大震災の発生に伴い、環境が大きく変化したことから、震災後の環境変化を踏まえて数値目標を見直します。

なお、指標の実績については毎年度取りまとめ、廃棄物減量等推進審議会²²などを通して公表するとともに、その達成状況に応じ、毎年度策定するアクションプラン「一般廃棄物（ごみ）処理実施計画」のなかで、新たな施策展開や既存施策の再構築を図ることとします。

5.1. ごみ処理コストに関する指標

【変更前】

指標 No.	指標名 (H21 実績値)	清掃センター1 場化前目標 (H26 実績値)	清掃センター1 場化後目標
1	総費用 (46 億 5 千万円)	△1 割 (00 億 0 千万円)	△2 割

※総費用の算定は環境省「一般廃棄物会計基準」に基づくものであり、人件費や施設に係る減価償却費を含む

【変更後】

指標 No.	指標名 (H25 実績値)	H26 実績値	H32 目標
1	総費用 (33 億 3 千万円)	00 億 0 千万円	△1 割

※総費用の算定は環境省「一般廃棄物会計基準」に基づくものであり、人件費を含む

※施設に係る減価償却費を除く

【目標設定の考え方と見直し方】

- ごみ処理コストの削減を測る指標であり、総人口や生産年齢人口の減少に対応し、市民 1 人あたりごみ処理コストの現行水準以下を目指すものとして設定したものです。
- 東日本大震災の影響により、焼却施設の 2 場体制を維持する必要があり、施設延命化のための大規模修繕に係る減価償却費の大幅増が見込まれることから、減価償却費を除いた数値に見直します。
- 収集体制の効率化や施設の集約化による減、焼却灰のリサイクル拡大による増などを見込んだ数値となっています。

²²市民、事業者、学識経験者等の参加を得て、本市の実情にあった一般廃棄物の減量化等を推進していくための方策についてコンセンサスを形成するため、「いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づき平成 5 年 9 月に設置したもの。

- 市民サービスの質の維持向上を図りながらもごみ処理コストの削減を図り、平成 32 年度以降もさらなる削減を目指すこととします。

5.2. ごみ減量リサイクルに関する指標

【変更前】

指標 No.	指標名 (H21 実績値)	H27 目標値 (H26 実績値)	H32 目標値
2	1 人 1 日あたりごみ排出量 (1,145g/人・日)	1,000g/人・日 (1,141g/人・日)	900g/人・日

計算式＝古紙含むごみ排出量÷人口（10/1 現住人口）÷365or366

※ H21 のごみ排出量（古紙含む）は 144,227 トン

※ 新・市総合計画後期基本計画、市環境基本計画（第二次）への位置づけ指標

【変更後】

指標 No.	指標名 (H21 実績値)	H26 実績値	H32 目標値
2	1 人 1 日あたりごみ排出量 (1,145g/人・日)	1,067g/人・日	950g/人・日

計算式＝古紙含むごみ排出量÷人口（10/1 実勢人口）÷365or366

※ 新・市総合計画後期基本計画、市環境基本計画（第二次）への位置づけ指標

【目標設定の考え方と見直し方】

- リデュース（発生・排出抑制）を測る指標であり、中核市の上位レベルを目指すものとして設定したものです。
- 今回のごみ処理基本計画からは、環境省統計（一般廃棄物処理事業実態調査）の算出式に従い、リデュースの観点から古紙も含めた値で進行管理することとします。
- ごみ排出量は市内で発生したごみの排出量であることから、算出に用いる人口を、現住人口（平成 22 年度国勢調査を基に、住民基本台帳の移動数を加減したもの）から、実勢人口（現住人口に、原子力災害に伴う避難者の流入出口数を加減したもの）に変更して算出することとします。

【変更前】

指標 No.	指標名 (H21 実績値)	H27 目標値	H32 目標値
3	焼却ごみ量 (118,607 トン/年)	95,000 トン/年	80,000 トン/年

計算式=「燃やすごみ」排出量+「大型ごみ(可燃)」排出量

【変更後】

指標 No.	指標名 (H21 実績値)	H26 実績値	H32 目標値
3	焼却ごみ量 (118,607 トン/年)	112,128 トン/年	95,000 トン/年

計算式=「燃やすごみ」排出量+「大型ごみ(可燃)」排出量

【目標設定の考え方】

- 焼却ごみの発生・排出抑制を測る指標であり、1人1日あたりごみ排出量の目標を焼却ごみの減量を中心に達成するものとして設定したものです。
- 焼却ごみ量は、域内の人口動向に大きく左右されることから、進行する人口減少や原子力災害に伴う避難者の流入・流出を予測して設定したものです。
- 平成33年度以降を計画期間とする次期基本計画における、清掃センター1場化の検討に向けて、生ごみ対策や適正排出対策など新たなごみ減量施策を展開し、焼却ごみの減量を目指します。

指標 No.	指標名 (H21 実績値)	H27 目標値 (H26 実績値)	H32 目標値
4	埋立処分量 (15,254 トン/年)	10,000 トン/年 (7,154 トン/年)	5,000 トン/年

計算式=「燃やさないごみ」排出量+各施設の不燃残渣

【目標設定の考え方】

- 埋立処分量の抑制を測る指標です。
- 平成26年度実績は平成27年度目標値を下回っておりますが、埋立処分量の多くを占める焼却灰のうち、飛灰の一部(約4,000トン/年)は、原子力災害により埋立てられず、施設内に仮置中であるため、目標達成とは言いにくい状況ではありますが、発生する飛灰の放射能濃度が低減してきたことから、主灰と併せてリサイクル拡大を図り、現行計画に掲げる目標値を継続して目指すこととします。
- 直接埋立てられる「燃やさないごみ」に、その他のごみが混入しないよう、分別の徹底を呼びかけて排出抑制を図るとともに、各施設の不燃残渣についてもリサイクルを目指します。

指標 No.	指標名 (H21 実績値)	H27 目標値 (H26 実績値)	H32 目標値
5	リサイクル率 (16.6%)	24% (18.7%)	24%以上

計算式=再資源化量/ごみ排出量

= (直接及び中間処理再資源化量+古紙量) / (焼却ごみ+埋立ごみ+資源ごみ+古紙量)

※ 環境省統計（一般廃棄物処理事業実態調査）の算出式に準拠

※ 新・市総合計画後期基本計画、市環境基本計画（第二次）への位置づけ指標

【目標設定の考え方】

- リサイクルの向上を測る指標です。平成 27 年度に 24%にすることを目標にしましたが、原子力災害により、焼却灰のリサイクルを停止していたこともあり、達成は困難な状況となっておりますが、リサイクルを再開した焼却灰のリサイクル拡大や、焼却処理・埋立処分しているごみの 3R に向けた調査検討を進め、現行計画に掲げる目標値を継続して目指すこととします。
- 引き続き目標の達成に努めるものとしませんが、今回のごみ処理基本計画は、「発生・排出抑制を基本に焼却ごみと埋立ごみの減量を図る」考えであるため、「1 人 1 日あたりごみ排出量」や「焼却ごみ量」、「埋立処分量」の削減をより優先することとします。

6. ごみの処理体制

ここでは、「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」の具現化に向けて必要な、収集から最終処分に至るごみの処理体制について定めます。

6.1. 対象区域

本市全域を対象とします。

6.2. 処理対象ごみ

本市で処理を行うごみの種類は以下のとおりです。

① 家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物（家庭系廃棄物）

② 事業活動に伴って生じた一般廃棄物（事業系一般廃棄物）の一部

（廃棄物処理法に定める事業者の責務や市条例の規定に基づき、事業者自らの責任によって処理することを原則とし、少量排出者等からの廃棄物に限り市で処理します。）

[参考：いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例]

第18条 市は、一般廃棄物処理計画、分別収集計画及び分別基準（以下「一般廃棄物処理計画等」という。）に従って、家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならない。

2 市は、一般廃棄物処理計画等に従って、前項の規定による処理に支障のない限りにおいて事業系一般廃棄物を処理することができる。

6.3. 収集・運搬計画

収集・運搬はごみ処理事業における市民との接点であり、ごみの分別区分や排出方法によっては、集積所周辺の生活環境への影響や、後の処理工程への影響が大きい部門です。また、中間処理部門に続き多額の経費を要する部門でもあります。

このため、環境や衛生面に配慮しつつ、ごみの減量状況や、清掃センターの1場化など「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」の具現化に向けた取り組みに対応し、順次、収集車両の大型化を図るなど、効率的・経済的な収集・運搬体制を構築していくこととします。

なお、分別区分ごとの収集頻度や排出方法の詳細については、毎年度策定する「一般廃棄物（ごみ）処理実施計画」で定めるものとします。

6.3.1. 分別区分

家庭系ごみの分別区分は、次の表に示すとおり、10 分別 14 品目（古紙回収事業による分別区分を含む）としますが、法令改正や本市のごみ減量化・再資源化施策を踏まえ、適宜変更を検討します。

なお、事業系一般廃棄物を市で処理する場合、分別区分は家庭系ごみに準拠しますが、産業廃棄物に該当するため、対応しないものもあります。

【家庭系ごみの分別区分】

分別区分（H23.1 現在）	内容（具体例）
燃やすごみ	生ごみ、リサイクルできない紙くず、繊維くず、皮革類
燃やさないごみ	ガラス、せともの
容器包装プラスチック	カップ、パック、トレイ、ボトル、袋、キャップ等のプラスチック製容器包装
製品プラスチック	洗面器、衣装ケース、ボールペン、プリンター、バケツ
かん類・ペットボトル	飲料用空き缶、調味料用空き缶、缶詰缶、ペットボトル
びん類	飲料用空きびん、調味料用空きびん
小型家電・金属類	掃除機、炊飯器、ポット、なべ、フライパン、はさみ、包丁
廃乾電池	マンガン・アルカリ筒型缶電池
大型ごみ	大きさ 60cm 以上 180cm 未満または重さ 10kg 以上 50kg 未満のもの及び、市が指定した品目
古紙類（5 品目）	①新聞紙 ②段ボール ③紙パック ④雑誌 ⑤その他の紙（①～④以外のリサイクルできる紙）

6.3.2. 収集・運搬方法

家庭系ごみは集積所での収集、事業系一般廃棄物は施設への搬入を原則とします。また、家庭からの大型ごみは電話受付による戸別有料収集とします。

6.4. 中間処理計画

清掃センターやリサイクルプラザなどの中間処理施設においては、周辺環境に配慮しながら、既存施設の適正な維持管理を行い、収集・運搬したごみを無害化、安定化していく必要があります。

「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」の具現化に向けた取り組みに対応し、収集又は搬入されたごみは、本市の中間処理施設において、残渣も含めて資源化できるものは資源化し、残りは適正な処理・処分を行うとともに、人口減少やごみ減量に対応した効率的・経済的な中間処理体制を構築することとします。

また、市内外の環境産業事業者が有する優れた技術を活用することが極めて重要であることから、地域循環圏の考え方にに基づき、これらの事業者との連携・協働を図り、ごみの減量化・再資源化に取り組むこととします。

6.4.1. 中間処理の対象

中間処理の対象物と処理方法は、現在のところ次表のとおりですが、本市のごみ減量化・再資源化施策に応じ、適宜変更を検討します。

中間処理施設	対象物	処理方法
焼却処理施設 (北部清掃センター、南部清掃センター)	燃やすごみ、大型ごみ(可燃)、 各施設の可燃残渣	焼却
粗大ごみ処理施設 (山田粗大ごみ処理施設)	小型家電・金属類、 大型ごみ(不燃)、 リサイクルプラザの要破碎残渣	破碎・選別
リサイクルプラザ (クリンピーの家)	かん類・ペットボトル、びん類、 容器包装プラスチック	選別

※「一般廃棄物会計基準」に基づく財務書類では、リサイクルプラザを資源化部門に分類

6.4.2. 施設の整備・集約化

平成 11 年度から平成 14 年度にかけて、焼却施設の整備更新や、ダイオキシン類対策のための改修など、大規模施設整備を行っています。

今後は、現有施設の適正な保守点検・補修を継続するとともに、「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」の具現化に向けた取り組みのなかで、施設の集約化など、効率的な処理体制の構築を進めることとします。

また、継続して使用する施設については、環境省のガイドラインに基づく長寿命化計画を策定し、その適切な運用を図ることにより、性能水準の維持と延命化を図ることとします。

各施設の最終の整備状況と今後の方針は次のとおりです。

① 南部清掃センター：平成 9～11 年度整備

東日本大震災後の環境変化に対応するため「南部清掃センター長寿命化計画」を見直し、適切に運用することにより、性能水準の維持と施設の延命化を図ることとします。

なお、南部清掃センターには、ごみ焼却に伴う熱エネルギーを活用した発電設備を設置していますが、エネルギーの有効活用の観点から、余剰電力を売却しています。



② 北部清掃センター：平成 13～14 年度改修

完成が昭和 55 年度と古く、平成 13～14 年度の 2 か年間でダイオキシン類削減対策として排ガス高度処理施設整備工事を行いました。施設全体としては老朽化が著しくなっています。

このため、焼却ごみの排出を南部清掃センター 1 場で処理可能な水準まで抑制し、平成 27 年度を目途に廃止することとしていましたが、東日本大震災後、継続使用の必要が生じたため、長寿命化計画を策定し、延命化を図ります。

なお、施設の廃止については、平成 33 年度以降を計画期間として策定する次期基本計画における検討課題とします。



③ 山田粗大ごみ処理施設：平成 11 年度改造

平成元年に供用開始し、平成 11 年度に破碎設備の大規模な整備を行いました。施設の老朽化が進んでいます。

収集された「小型家電・金属類」を破碎処理せずに、直接引き渡すことなどを検討し、施設廃止を図ることとします。



④ リサイクルプラザ「クリンピーの家」：平成 13 年度増設

平成 9 年度に完成し、平成 14 年度からの「リサイクルするプラスチック（現：「容器包装プラスチック」）」の分別収集開始に併せて施設の増設を行いました。

南部清掃センターと同様、今後も継続して使用する施設であり、設備の機能診断や、長寿命化計画の策定とその適切な運用により、性能水準の維持と延命化を図ることとします。



⑤ ストックヤード：平成 20 年度整備

南部清掃センターの敷地内に整備したものであり、「製品プラスチック」など資源ごみリサイクルの拠点として活用していくこととします。



6.5. 最終処分計画

最終処分場は容量が限られており、新たな整備も用地取得や周辺住民の合意形成など多くの課題があります。

このため、ごみの発生・排出抑制や、中間処理施設におけるさらなる減量化・再資源化を推進し、最終処分場の延命化を図るとともに、環境保全に留意した埋立処分を行っていきます。

また、最終処分場の延命化を図るためには、市内外の環境産業事業者が有する優れた技術を活用することが極めて重要であることから、これらの事業者との連携・協働を図り、地域循環圏の考え方に基づくごみの減量リサイクルに取り組むこととします。

6.5.1. 最終処分の対象

最終処分の対象物と処分方法は、現在のところ次表のとおりですが、本市のごみ減量リサイクル施策に応じ、適宜変更を検討します。

最終処分場	対象物	最終処分方法
クリンピーの丘	燃やさないごみ、 粗大ごみ破碎後の不燃残渣	埋立
クリンピーの森	燃やさないごみ、 焼却灰（主灰）の一部、 資源ごみ選別後の不燃残渣	埋立



クリンピーの森（※完成時）



クリンピーの丘（※水処理施設）

6.5.2. 最終処分場の整備・集約化

① クリンピーの丘：平成7年度土堰堤築造

昭和53年に完成した処分場であり、残容量も少ないことから、適切な時期に埋立終了することを念頭におき、最終処分場集約化の検討を進めることとします。

② クリンピーの森：平成22～23年度土堰堤築造

平成9年度に完成した処分場であり、全体容量600,000 m³の確保に向け、順次土堰堤を築造していく必要があります。

南部清掃センターと同様、今後も継続して使用する施設であり、水処理施設の機能診断や長寿命化計画の策定・運用により、性能水準の維持と施設の延命化を図ることとします。

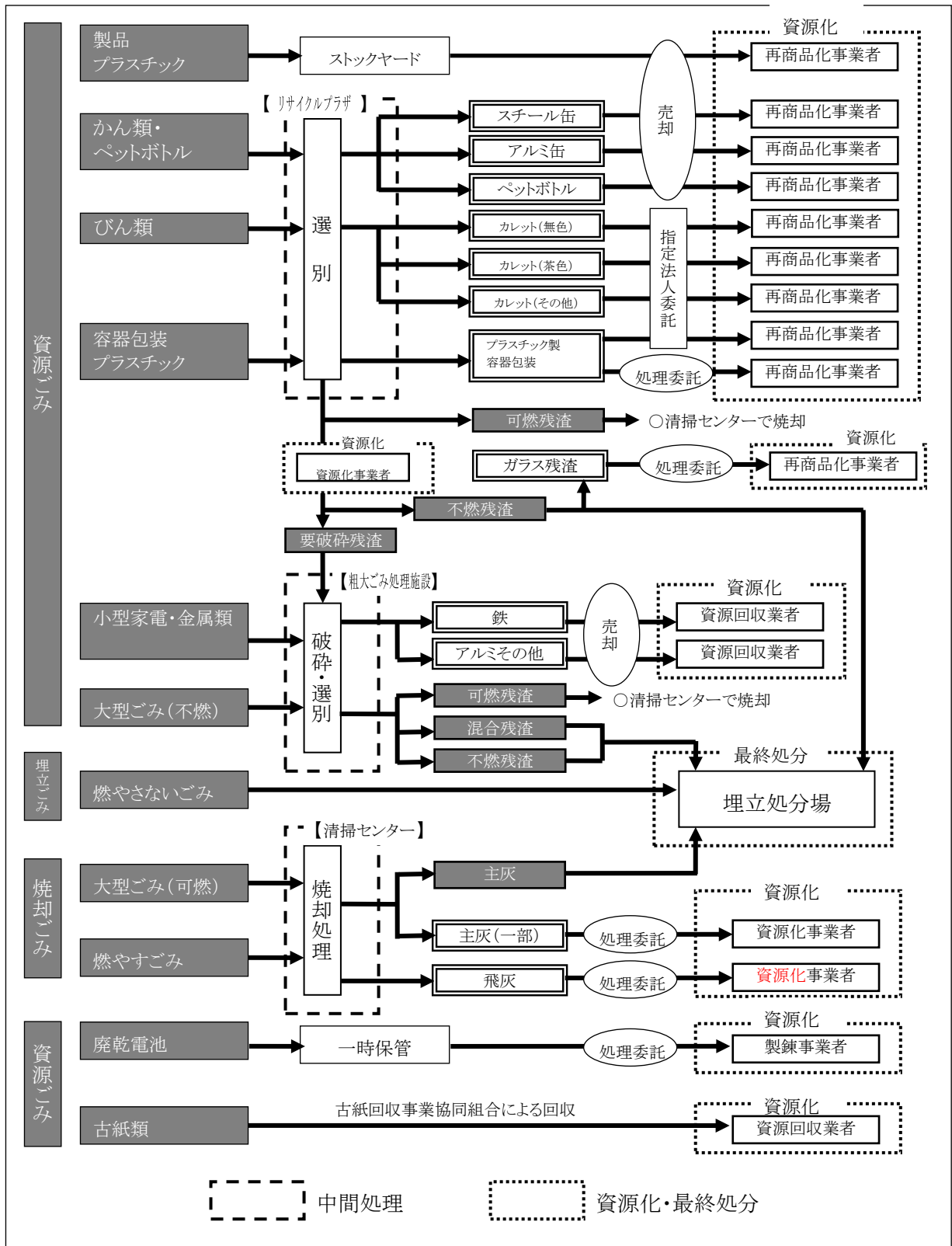
6.5.3. 最終処分場の延命化対策

最終処分場の負担を軽減し、新たな整備を回避するため、埋立対象物を順次再資源化する「一般廃棄物ゼロ・エミッション推進」を平成19年度から実施しています。

これまで、清掃センターの飛灰、リサイクルプラザのびん選別残渣、埋立処分していた小さな金属類、清掃センターの主灰の一部について再資源化を実現しており、直接埋立ごみ（「燃やさないごみ」）の減量化と併せて、最終処分場の延命化を図ってきたところです。

今後は、主灰の再資源化量を拡大するとともに、中間処理施設から生ずる不燃残渣の再資源化など、残された課題について調査・検討を進め、さらなる延命化を目指すこととします。

【ごみ処理の基本体系】 ※ 平成 27 年度現在



6.6. 許可計画

廃棄物処理法第7条5項及び第10項の規定²³を踏まえ、一般廃棄物処理業の許可については、循環型社会の形成と、ごみの減量リサイクルを推進する観点から対応します。

基本的な方針としては、環境産業との協働により「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」の具現化を図る観点から、現行の許可業者の状況等を踏まえ、収集運搬業については抑制、処分業については内容を精査した上での促進を基調とします。

なお、詳細については、毎年度策定する「一般廃棄物（ごみ）処理実施計画」で定めるものとします。

6.7. その他必要な事項

6.7.1. 適正処理困難物等に関する基本方針

廃棄物処理法の規定に基づき、本市では、市の施設で処理ができない廃棄物を指定して、事業者や販売店等による処理を指導しています。対象品目については、毎年度策定する「一般廃棄物（ごみ）処理実施計画」で定めるものとしますが、中間処理施設の能力や事業者責任のあり方などを考慮しながら、必要に応じて見直しを行っていくこととします。

さらに、リサイクル関連法等により事業者処理責任が科せられた品目については、適正な処理方法を市民や事業者へ周知徹底し、資源物の適正な循環に向けて指導していくこととします。

6.7.2. まちの美化に関する基本方針

まちの美化については、上位計画の「市環境基本計画（第二次）」で次のように対応することとしています。

- まちの美化や環境美化に対するモラルの向上を図るため、「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動」の推進や「クリーンピー応援隊」への支援を実施
- 美化推進員などの派遣により散乱ごみを収集し、まちを清潔にするとともにポイ捨てさせない環境づくりを検討
- 利用者によるごみ集積所の適正な管理を促進

²³市町村長は、一般廃棄物処理計画に適合するものでない限り、一般廃棄物処理業の許可をしてはならないことになっている。

6.7.3. 不法投棄の防止に関する基本方針

不法投棄の防止については、上位計画の「市環境基本計画（第二次）」で次のように対応することとしています。

- 不法投棄の未然防止を図るため、不法投棄監視員によるパトロールの強化、関係機関との連携による産業廃棄物収集運搬車両路上調査やパトロールなどを実施
- 不法投棄に対する監視強化のため、関係機関との連携のほか、市民への啓発や不法投棄監視サポーターによる活動を推進
- 環境へ及ぼす影響を最小限に留めるため、不法投棄者への不法投棄物の撤去指導を迅速化

6.7.4. 災害廃棄物に関する基本方針

市地域防災計画に基づく災害時に発生する廃棄物について、適正な処理体制を確立します。平成20年度に策定した「市災害廃棄物処理計画」や、同年、関連団体と締結した「地震等による災害廃棄物の収集運搬の協力に関する協定」に基づき、災害時における人員配置や仮置き場における分別など、東日本大震災で発生した災害廃棄物等の処理の経験を踏まえて、具体的な内容についての整理し、新たな「市災害廃棄物処理計画」を策定します。

6.7.5. 在宅医療廃棄物に関する基本方針

高齢化の進行により増加が予想される在宅医療廃棄物²⁴への対応については、医療機関等との協議により排出のルールを定め、「一般廃棄物（ごみ）処理実施計画」に位置づけたところです。

今後は、病院、診療所、薬局等を通し、関係する市民への周知を図ります。

6.7.6. その他の事項

このほか、一般廃棄物の減量リサイクルについて必要な事項については、毎年度策定する「一般廃棄物（ごみ）処理実施計画」で適宜定め、取り組みを進めるものとします。

²⁴ 家庭から排出されるペン型自己注射針、点滴バッグ、在宅医療用具を包んでいたプラスチック製の包装など。

7. 計画の進行管理

7.1. PDCA サイクルによる継続的改善

「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」の具現化に向け着実に進んでいくため、市廃棄物減量等推進審議会における議論などを軸に、PDCA サイクルに基づく進行管理を行います。

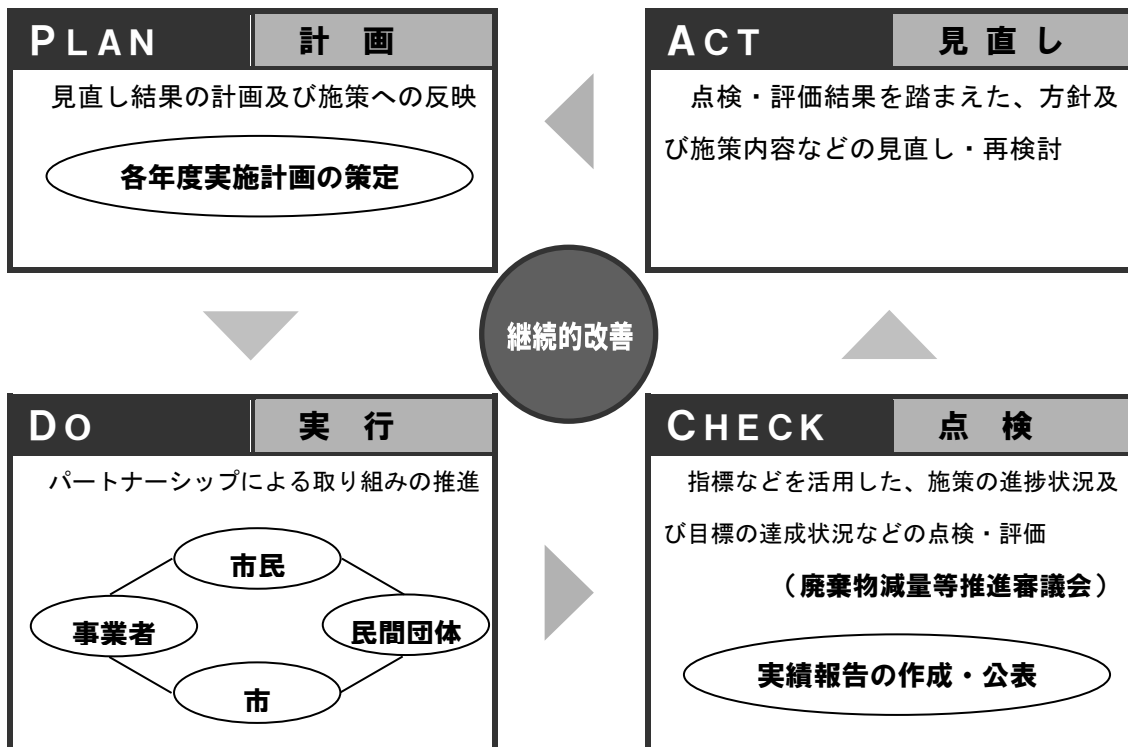
毎年度、数値目標の達成状況や、各種減量リサイクル施策の進捗状況を点検・評価し、各年度の「一般廃棄物（ごみ）処理実施計画」で必要に応じ新たな施策の位置づけや既存施策の見直しを行うなど、施策の継続的な改善を図ります。

また、透明性のある点検・評価を行うため、こうした目標の達成状況・施策の進捗状況については毎年度取りまとめ、市民や事業者に広く公表します。

PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Act（改善・見直し）の頭文字をとったもので、この手順の繰り返しによって、施策の継続的な改善を図る手法。

【計画の進行体制及び進行管理のフロー】



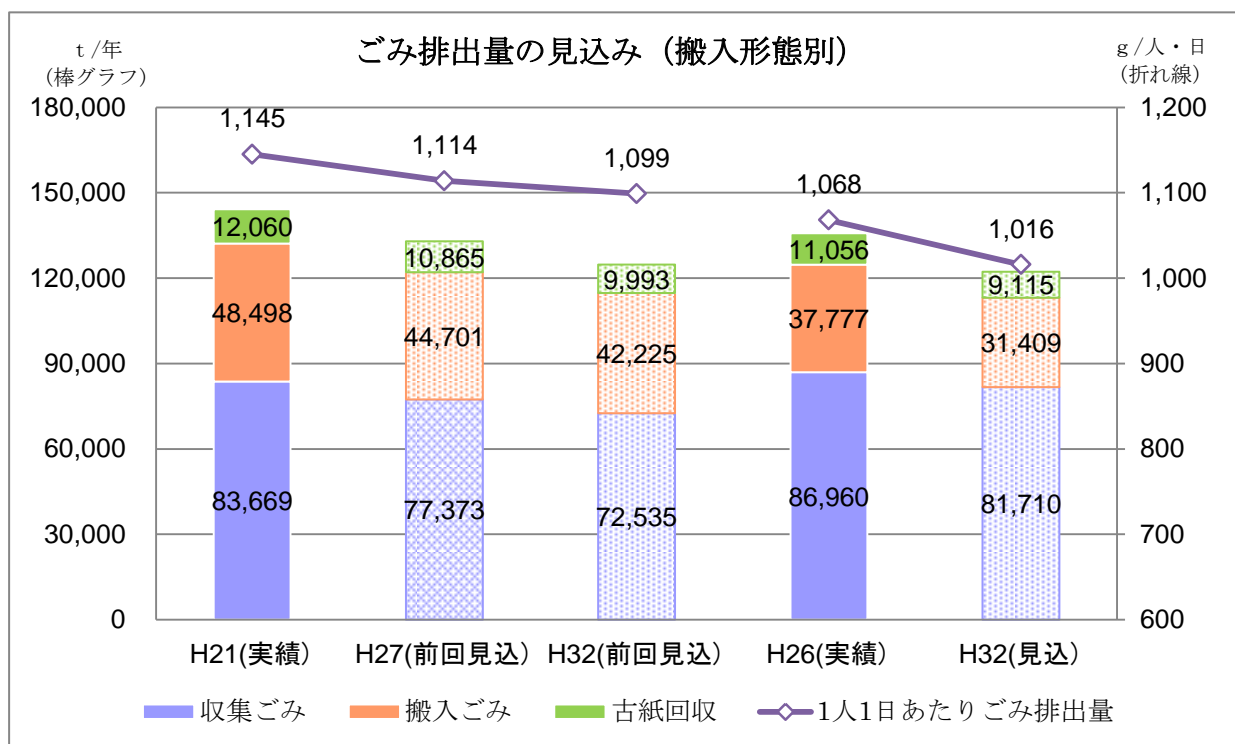
8. 参考資料

8.1. ごみ排出量の見込み

平成 27 年度以降の新たな施策展開によるごみ減量を想定せず、平成 26 年度までの実績を基に試算した今後のごみ量は次のとおりです。

平成 26 年度のごみ排出量実績である 135,794 トン（古紙含む）に対し、平成 32 年度には約 12 万 2 千トンになるものと見込まれます。

基本計画に位置づけた数値目標を達成するためには、さらなるごみ減量リサイクルに取り組む必要があります。

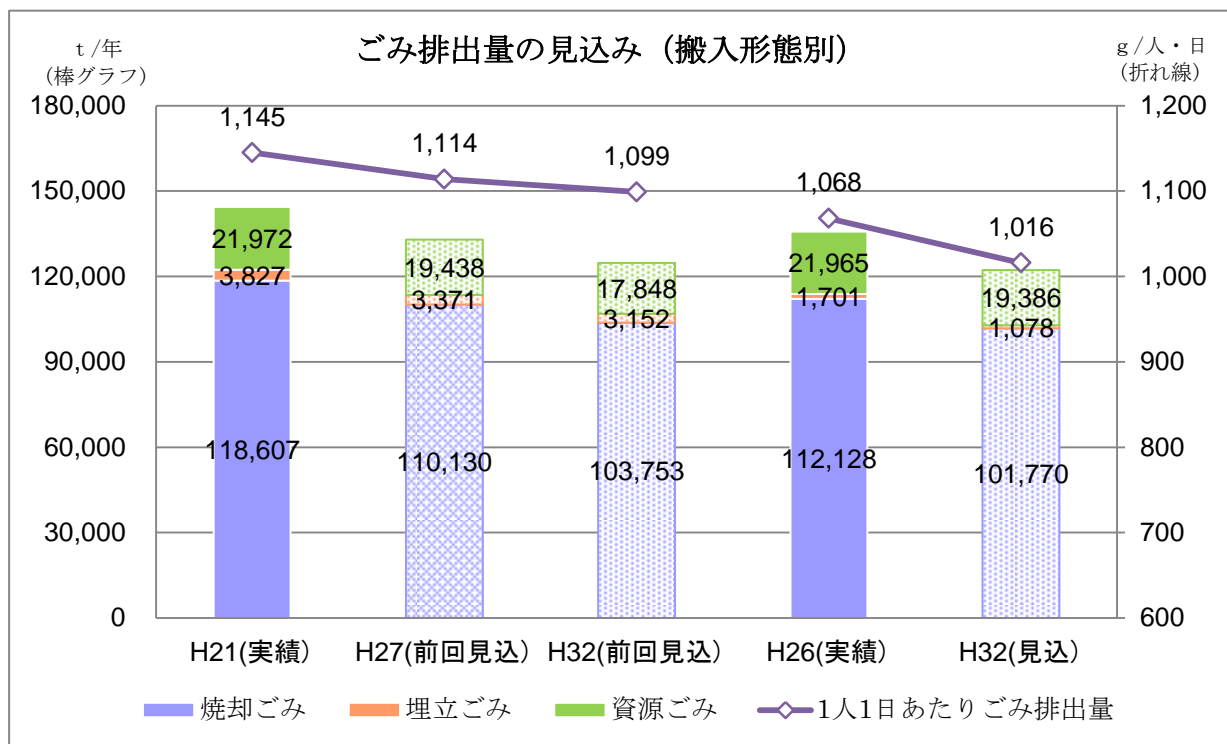


区分	単位	H21	H26	H32	H32-H21
収集ごみ	t/年	83,669	86,960	81,710	△5,250
搬入ごみ	t/年	48,498	37,777	31,409	△6,368
古紙回収	t/年	12,060	11,056	9,115	△1,941
ごみ排出量（上記合計）	t/年	144,227	135,794	122,234	△13,560
1人1日あたりごみ排出量	g/人・日	1,145	1,068	1,016	△52
行政区域内人口	人	0	0	0	0

※人口予測は「新・いわき市総合計画後期基本計画（H22年11月）」による。

また、焼却ごみ（焼却処理するごみ）、埋立ごみ（埋立処分するごみ）、資源ごみ（再資源化するごみ）といったごみの性質別で試算すると次のとおりです。

平成 26 年度の焼却ごみ排出量実績である 112,128 トンにたいし、平成 32 年度には約 10 万 2 千トンになるものと見込まれています。



区分	単位	H21	H26	H32	H32-H21
焼却ごみ	t/年	118,607	112,128	101,770	△10,358
埋立ごみ	t/年	3,827	1,701	1,078	△623
資源ごみ	t/年	21,972	21,968	19,386	△2,582
ごみ排出量（上記合計）	t/年	144,227	135,794	122,234	△13,560

8.2. ごみ処理コストの見込み

平成 26 年度までの実績を基に試算したごみ量予測と新・市総合計画後期計画の人口推計に基づき、総費用を平成 26 年度実績ベースと仮定した上で、計画期間内の 1 トンあたり・1 人あたりごみ処理コストを算出すると次表のとおりです。

平成 26 年度実績確定後に分析内容を記載

【ごみ処理コスト】

年度	ごみ排出量	人口	総費用	1t あたり	1 人あたり	備考
	トン	人	千円	円	円	
H21	144,227	345,124	4,652,759	32,260	13,481	実績
H26	135,797	348,516				実績
H27						現状施策ベース
H32		329,766				現状施策ベース

※総費用が変わらないと仮定した。

なお、ごみ処理基本計画の改定後の数値目標（減価償却費を除く）が達成されたものとして算出したごみ処理コストは次表のとおりです。

平成 26 年度実績確定後に分析内容を記載

【計画の数値目標を踏まえたごみ処理コスト】

年度	ごみ排出量	人口	総費用	1t あたり	1 人あたり	備考
	トン	人	千円	円	円	
H21	144,227	345,124	3,329,312	23,083	9,647	実績
H26	135,797	348,516				実績
H32	114,346	329,766				現状施策ベース

※H32 のごみ排出量は、当該年度の 1 人 1 日あたりごみ排出量から逆算した。

※H32 の総費用は、当該年度の目標値から逆算した。

8.3. 市民アンケートの概要

「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」策定にあたり、平成 21 年 8 月に、上位計画である環境基本計画の策定と一体的に市民や事業者に対するアンケート調査を行い、ごみ処理に関する考え方等をお伺いしました。そのうち市民アンケート結果の概要は次のとおりです。

対象者数	3,000 人	回答者数	852 人	回収率	28.4%
調査期間	平成 26 年 8 月 日～9 月 19 日				

主な調査項目		回答結果（概要）
ごみ処理について	生ごみ処理に対する取り組みについて	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭用生ごみ処理機等購入者への補助金交付など、生ごみ処理機等の普及に対する取り組みに対しては、5割以上の方が「とても必要である」と回答しておりますが、そのうちの8割近くの方が、「機器が高価なため購入をためらっている」と回答しています。 ○ さらに、4割近くの方が「どちらかと言えば必要である」と回答しており、合わせて9割近くの方が、普及への取り組みが必要であるとしています。
	ごみ分別区分の細分化や有料化など、排出者の負担について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最小限の経費でごみを適正に処理するために、現在の生ごみ分別区分を細分化することに対しては、6割以上の方が「納得できる」または「どちらかと納得できる」と回答しております。 ○ 一方、ごみの焼却や埋立には多額の費用がかかっていることから、排出量に応じた新たな市民負担を求めることに対しては、6割以上の方が「反対である」または「どちらかと言えば反対である」と回答しております。

8.4. 市民意見募集（パブリックコメント）の概要

平成 27 年 10 月に基本計画の（素案）について、市民意見募集（パブリックコメント）を実施しました。その概要は次のとおりです。

募集期間	平成 27 年 10 月 14 日～10 月 28 日
提出人数	人
意見数	件

【意見の概要】

1

2

いわき市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（計画期間 平成 23 年度～32 年度）

お問い合わせ いわき市生活環境部 **ごみ減量推進課**

〒 970-8686 福島県いわき市平字梅本 21 番地

☎ 0246-22-**7529**（直通） FAX 0246-22-7599

Email **gomigenryo**@city.iwaki.fukushima.jp

市ホームページ <http://www.city.iwaki.fukushima.jp/>